

第2次二本松市環境基本計画

【二本松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



令和6年5月改定 二本松市

脱炭素社会の実現に向けて

(第2次二本松市環境基本計画の改定にあたって)

地球温暖化に伴う異常気象により、大規模災害の発生や生物多様性の喪失、水・大気環境の変化などが顕在化しております。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減し、一刻も早く脱炭素社会を実現することは、私たちの世代に課せられた責務と言えます。

市では、平成31年3月に第2次二本松市環境基本計画【二本松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきましたが、これまでの削減目標を引き上げ、令和32年度までに温室効果ガス実質排出量ゼロの実現を目指すこととして計画の改定を行いました。



合わせて、再生可能エネルギーの導入にあっては、「地域と調和が図られ、安全・安心」に推進されることを目指してまいります。

計画の推進にあたっては、市が先頭に立ち、市民や市民団体、事業者及び滞在者等、二本松市に関わる全てのみなさまが目標を共有し、それぞれの役割に応じて主体的に行動できる体制の整備を図ってまいります。

すでに国においては、令和2年10月に令和32年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラル宣言が、福島県においても令和3年2月に「福島県カーボンニュートラル」宣言がなされておりますが、二本松市においても本計画改定に合わせてここに「ゼロカーボンシティ」を宣言し、積極的に施策を展開してまいります。

今後、本市が持つ豊かな自然環境を未来の子どもたちに引き継いでいくため、市に関わる全てのみなさまとの協働により、本計画に掲げた各種目標の達成に向けた取り組みの推進を図ってまいりますので、みなさまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画改定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民のみなさま、熱心なご審議をいただきました二本松市環境審議会の委員のみなさまに深く感謝申し上げます。

令和6年5月

二本松市長 三保 恵一

目 次

第1章 計画の基本的事項	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の基本理念.....	4
3. 計画の位置付け・役割.....	6
4. 計画の範囲	7
5. 計画の期間	8
6. 市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割.....	8
第2章 二本松市の概況と環境問題	12
1. 地域の概況	12
2. 環境の現状	16
3. 市民、事業者などの環境意識.....	30
第3章 計画の方向性	36
1. 将来あるべき姿.....	36
2. 目標	36
第4章 目標実現のための施策	42
1. 施策の体系	42
2. 施策展開	43
第5章 計画の推進	64
1. 計画の推進体制.....	64
2. 計画の進行管理.....	65

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定（改定）の背景

（1）第2次環境基本計画の策定について

本市では、豊かな自然環境を保全し、将来にわたり市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するため、平成19年6月に「二本松市環境基本条例」を制定しました。平成21年3月には、この条例に基づき「二本松市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造のための施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染がわたしたちを取り巻く環境を大きく変化させる中、自然環境への負荷の軽減や新たな環境施策の取り組みなど、より効果的な計画となるよう、平成27年3月に「二本松市環境基本計画」を改定しました。

平成30年度をもって「二本松市環境基本計画」の計画期間が満了となることから、現在本市が抱える環境に関する課題を明確にするとともに、社会情勢の変化や、東日本大震災により生じた状況、気候変動の更なる進行なども踏まえ、「二本松市環境基本条例」に定める基本理念の実現を目的として「第2次二本松市環境基本計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。また、本計画は、気候変動への適応策や緩和策を考慮すべく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を包含する内容としました。

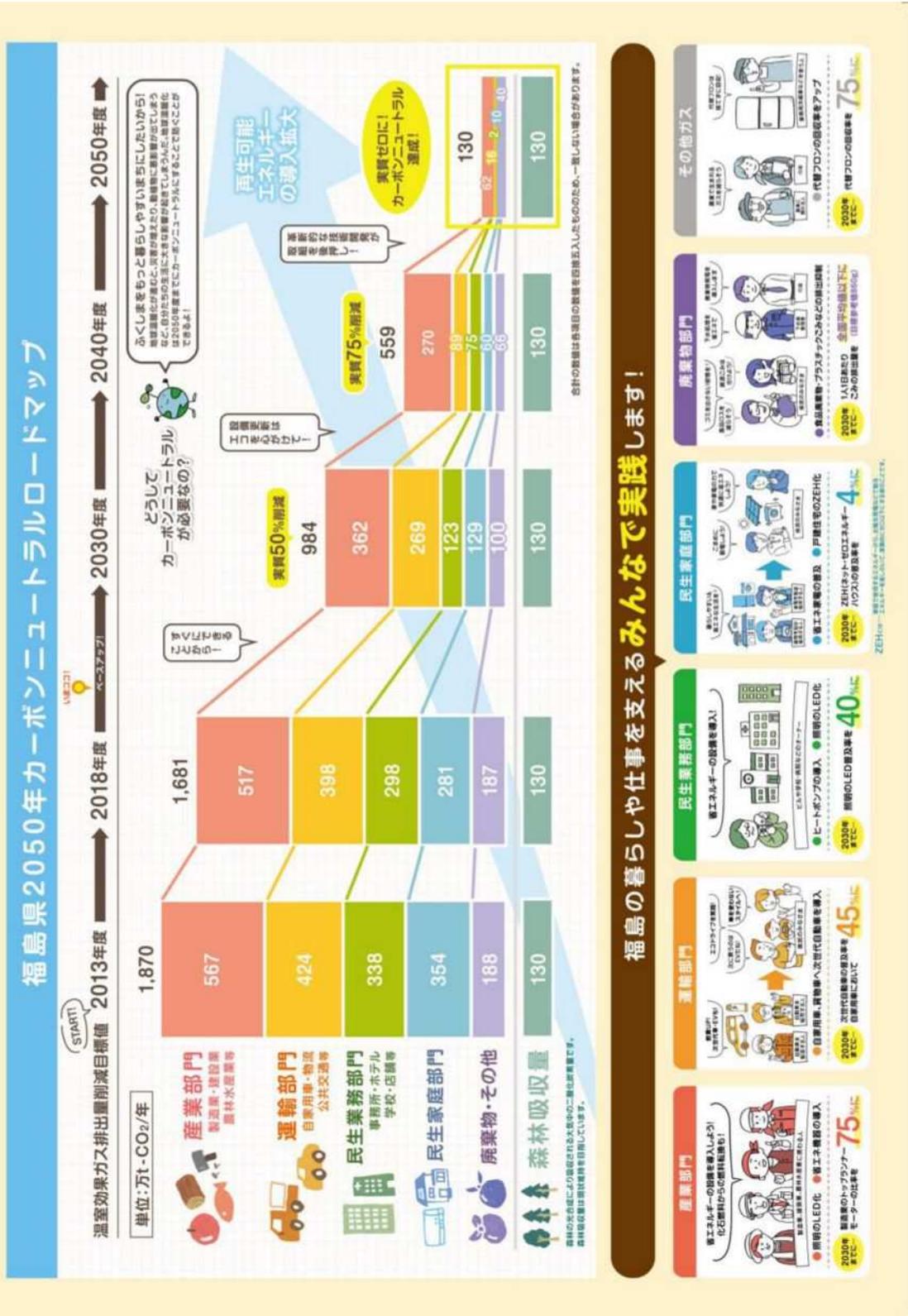
（2）第2次環境基本計画の改定の背景

地球温暖化対策を推進するために、国においては、令和2年10月に令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す宣言がなされ、令和3年10月には、令和12年（2030年）までに温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すことを閣議決定しました。

また、福島県においては、令和3年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」宣言をするとともに、令和4年5月には、福島県カーボンニュートラルロードマップを公表し、持続可能な脱炭素社会の形成を目指すこととしました。

本市としても国及び福島県が掲げる目標に合わせ、地域との調和を図りながら脱炭素社会の実現を目指すために第2次二本松市環境基本計画を改定するものです。

福島県 2050年カーボンニュートラルロードマップ



資料：福島県環境共生課 福島県地球温暖化対策ポータル

2. 計画の基本理念

二本松市環境基本条例第3条で定める4つの基本理念に基づいて、豊かな自然環境を保全し、将来にわたる市民の健康的で文化的な生活を確保するため、以下の4項目を基本理念とします。

○ 環境への負荷低減に努め、持続可能な循環型社会の形成実現を目指すこと

良好な自然環境は微妙なバランスのうえに成り立っています。意識をして、環境の負荷の低減に努めなければ、すぐに壊れ、元に戻らなくなってしまいます。限りある自然の恩恵を受けるために、資源やエネルギーの有効利用を推進し、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から、将来において地球の資源が永続的に持続できるような、環境に配慮した循環型社会へ変わっていく必要があります。

○ 豊かな環境を保護し、人と自然との共生の実現を目指すこと

わたしたちは、自然の恵みによって生きている生物です。わたしたちすべての社会活動が多様な生態系を基盤として成り立っていることから、日常生活や事業活動などのさまざまな場面で、自然との触れ合いを保ち、自然との調和を認識し、自然環境を保護していく必要があります。

○ 歴史的景観を保存・活用し、その環境を将来にわたって維持すること

地域固有の環境や文化が、歴史を生み、伝統を育ててきました。わたしたちは、先人が磨き上げた伝統と文化及び地域の風土に囲まれた独自の自然景観が将来へ継承されるよう、その環境の保全と活用に努める必要があります。

○ 全ての人々が地球環境保全を自分自身の問題と考え、積極的に保全行動を行うこと

平均気温の上昇、台風の大型化やゲリラ豪雨などの異常気象、海面の上昇など、影響が多岐にわたる地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、野生生物の種の減少などの地球環境問題は、わたしたち一人ひとりの生活や社会活動に伴う資源やエネルギーの消費に起因し、人類をはじめとした地球に暮らす生物の生存や健康を脅かしています。日常的・積極的保全活動の一つひとつが地球を守り、人類の福祉に貢献することを認識し、取り組みを進めていく必要があります。

二本松市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

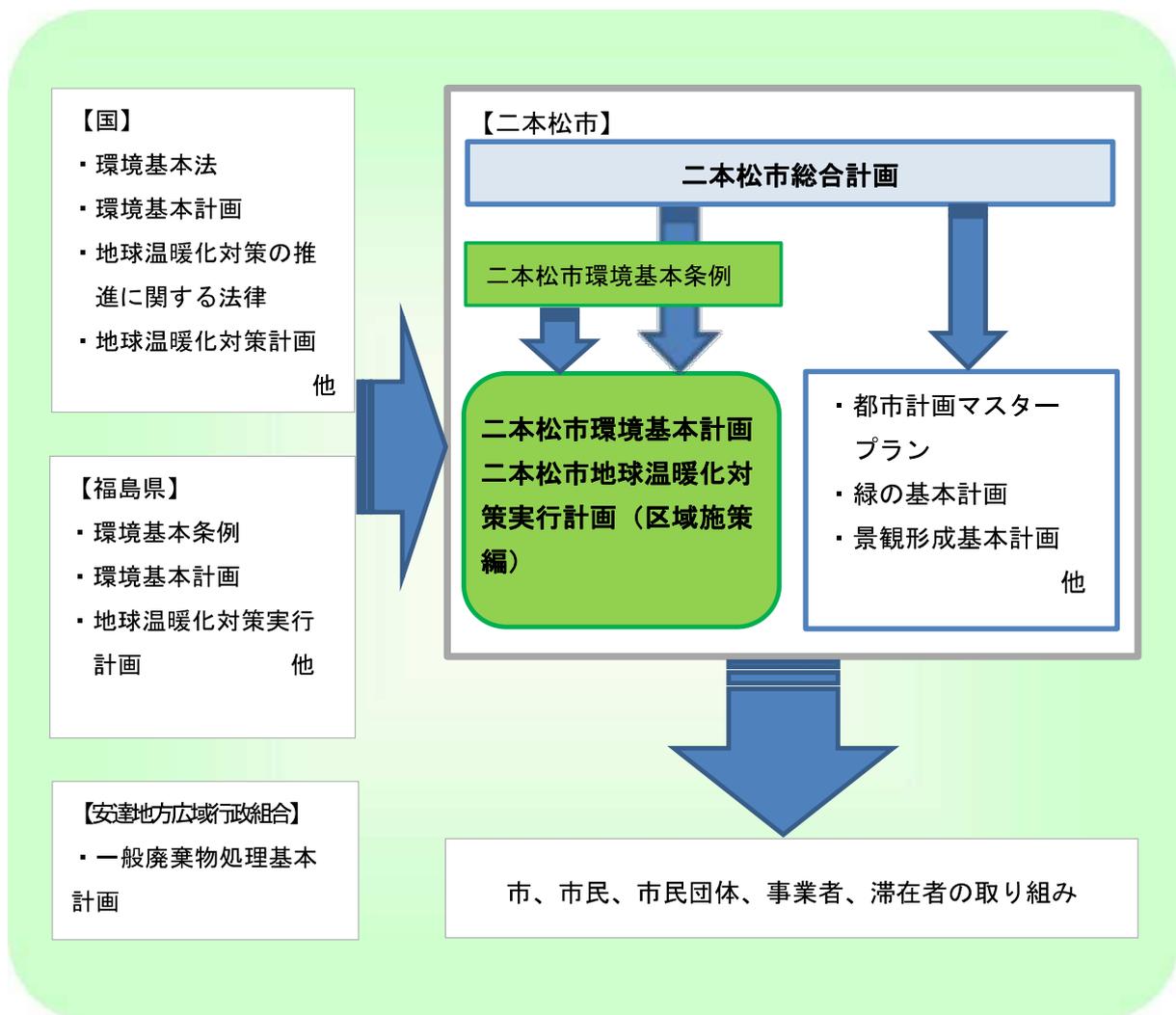
- 第3条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの意識の下、環境への負荷の低減に努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行なわなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行なわなければならない。
 - 3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行なわなければならない。
 - 4 地球環境の保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。



3. 計画の位置付け・役割

本計画は、二本松市環境基本条例第 10 条の規定に基づき策定され、市の将来の環境像を具現化していくための基本となるものであり、市が策定するその他の関連する計画や国・県の環境基本計画、環境保全活動への取り組みとも連携して、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていく際の指針となるものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の 3 第 3 項の規定に基づく、実行計画を包含した計画として位置づけています。



4. 計画の範囲

本計画の対象範囲は二本松市全域とします。

また、本計画の対象とする環境の範囲は、二本松市環境基本条例第 9 条に規定されている基本指針を踏まえ、以下に示す 4 つとします。

生活環境

良好な水や大気の状態など、安全と健康が守られた環境

自然環境

多様な生態系が確保され、あるべき姿として保全される環境

地域環境

自然との豊かなふれあいや良好な快適性がある環境

地球環境

持続可能な循環型社会による地球規模での環境

また、本実行計画が対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められる温室効果ガスのうち、エネルギー起源の二酸化炭素及び一般廃棄物起源の二酸化炭素とします。

二本松市環境基本条例（抜粋）

（基本指針）

第 9 条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保存されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- (4) 持続可能な循環型社会の形成を推進するとともに、地球環境保全に貢献すること。

5. 計画の期間

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成 31 年度から令和 10 年度までの 10 年間とします。

ただし、二本松市総合計画の改定やエネルギー政策など国の動向との整合を図るため必要に応じて計画の見直しを行います。

※本計画は二本松市総合計画の基本目標と方策の柱に掲げる 5 つの「まち」の実現のため、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、この計画に基づき目標と行動計画を定め、進捗状況の確認を行いながら取り組みを進めていきます。

6. 市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割

本計画を確実に推進し、環境像の達成を図るためには、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割（責務）を明らかにし、その役割（責務）を果たすことが大切です。

市の役割（責務）

- 自然の条件や社会的な条件を踏まえた総合的な施策を策定し、実施します。また、必要に応じ各関係機関と協力し、推進します。
- 環境負荷の低減を目指した施策を推進します。
- 市民、市民団体、事業者及び滞在者が本計画に基づく取り組みを自発的に行えるよう支援を行います。
- 環境問題についての情報の発信を行います。

市民の役割（責務）

- 環境問題は、日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生することを認識し、廃棄物の抑制、資源及びエネルギーの節約、その他の環境への負荷を低減します。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。

市民団体の役割（責務）

- 環境問題は、全ての主体が参加、協力して実践することが必要であり、各主体の協働と責務に応じた取り組みの推進を図ります。
- 地域における活動拠点となり環境活動の環を広げていきます。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。

事業者の役割（責務）

- 事業活動に伴って環境への負荷が発生することを認識し、公害の防止や自然環境の適切な保全のために、必要な措置を行います。また、廃棄物の抑制、適正な処理及び再生資源につながる原材料の利用など、環境への負荷の低減を図ります。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。

滞在者の役割（責務） ※滞在者…本市に観光、労働、就学などの目的でとどまる者

- 本市に観光、労働、就学その他の目的で滞在することによって、環境へ負荷を与えていることを認識し、廃棄物の分別や省エネルギーの実施など負荷の低減を図ります。
- 市が実施する環境保全施策に協力します。



第2章

二本松市の概況と環境問題

第2章 二本松市の概況と環境問題

1. 地域の概況

(1) 位置

本市は、県庁所在地の福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道4号で福島・郡山市ともに約30分程度の距離にあります。また、国道459号は国道114号を介して太平洋側の浪江町へと伸びています。

市域は南北約17km、東西約36kmと東西に長い形で面積は344.42km²です。

地勢は西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類されます。西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属する安達太良山(1,699.6m)の麓に広がる地域です。中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で、標高は200~300m程度です。東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、最も高い山は日山(天王山1,057.6m)であり、全体的に丘陵状の起伏の多い地形となっています。



(2) 気候

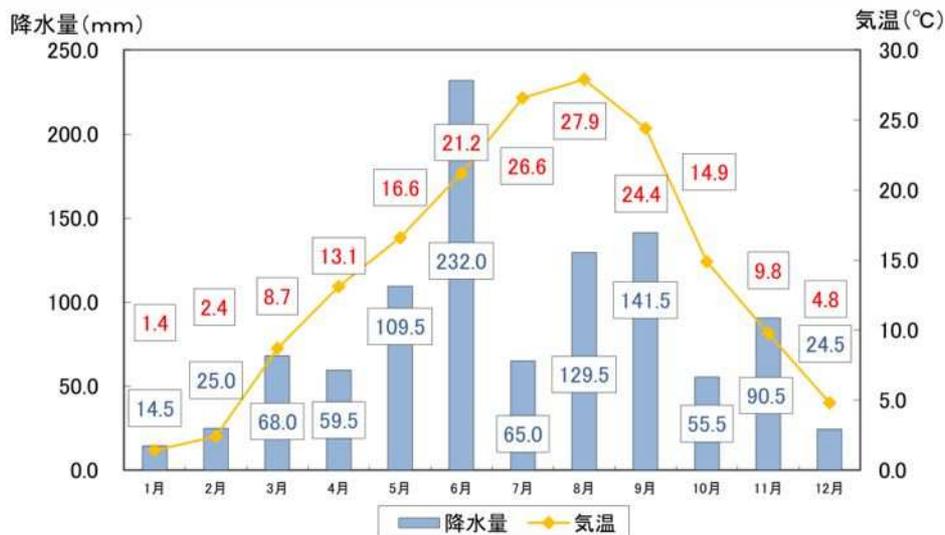
本市の過去10年間（平成26年～令和5年）の平均気温は13.1度で、平均年間降水量は1,143mmと全国平均の約1,700mmと比較すると少なくなっています。1月、2月の寒冷期には平均気温が1～2度程度となり、最低気温でマイナス5度を下回る日もあり、最高気温は5月から9月上旬にかけて30度を超える日が続くことがあります。

近年は気候変動の影響により、気温の上昇、大雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加など影響が現れています。

【気温・降水量の推移（年間平均値）】



【月別気温・降水量の推移（令和5年）】



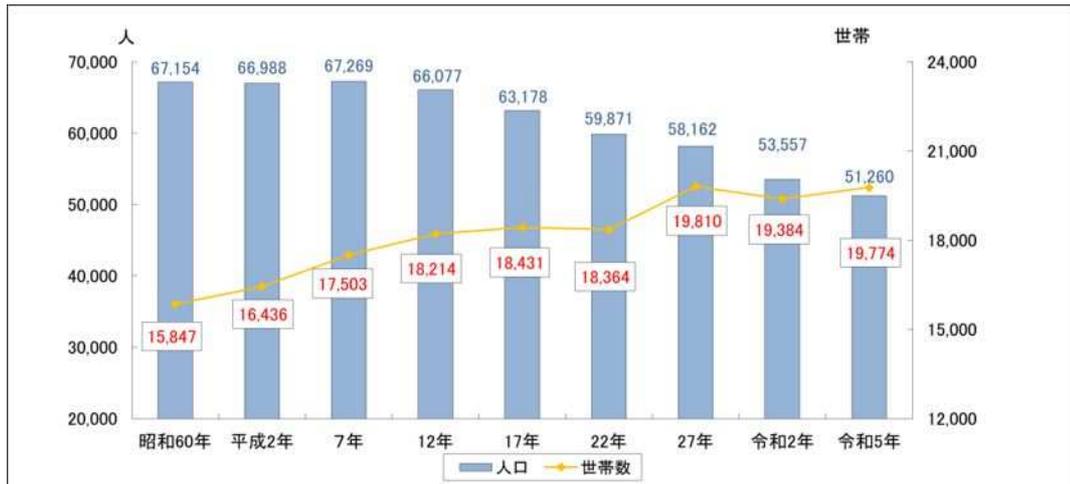
（資料：気象庁 二本松アメダス観測所－金色久保地内）

(3) 人口、世帯数

本市は、平成 17 年 12 月 1 日に旧二本松市・安達町・岩代町・東和町が合併し誕生しました。令和 5 年 10 月 1 日現在の人口は 51,260 人、世帯数 19,774 世帯となっています。

近年、人口は減少傾向にあるため、中心市街地活性化や良好な市街地の形成などの居住環境整備をはじめ、子どもを産み育てやすい環境の整備などにより定住化を図っています。

【人口・世帯数の推移】



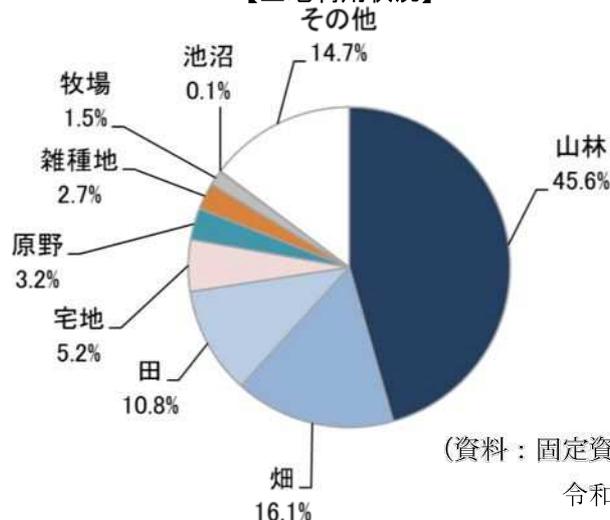
(資料：現住人口調査：各年 10 月 1 日)

(4) 土地利用

本市の面積は合併に伴い 344.42 km² となり、そのうち 45.6%を山林が占め、次いで「畑」「田」と続きます。

安達太良山をはじめとする豊かな自然を背景にした環境といえます。

【土地利用状況】



(資料：固定資産概要調書 (土地)
令和 5 年 1 月 1 日現在)

(5) 産業

本市の産業別従業者数は、総人口の減少を受け、平成8年以降減少傾向にありましたが近年は増加傾向です。

【産業別従業員数】



【産業別事業所数】



(資料：事業所・企業統計調査、経済センサス)

(6) 交通

自動車保有台数は、近年では若干の減少傾向にあります。

令和4年度において、乗用車と軽自動車の合計は44,852台で、1.2人に1台、1世帯で2.3台の自動車を保有している状況にあります。

【自動車保有台数の推移】



(資料：東北運輸局福島運輸支局 福島県内市町村別自動車数調)

2. 環境の現状

(1) 大気

本市では、福島県二本松合同庁舎において浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定をしております。近年では、両物質ともに比較的值が一定していて、微小変動で推移しています。

【浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント濃度の年平均値の推移】

調査項目	年平均値					環境基準
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.011	0.013	0.012	0.009	0.008	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (ppm)	0.045	0.046	0.044	0.043	0.044	1時間値が0.06ppm以下であること。

※光化学オキシダント濃度は昼間(5～20時)の日最高1時間値の平均値です。

(資料：福島県水・大気環境課)

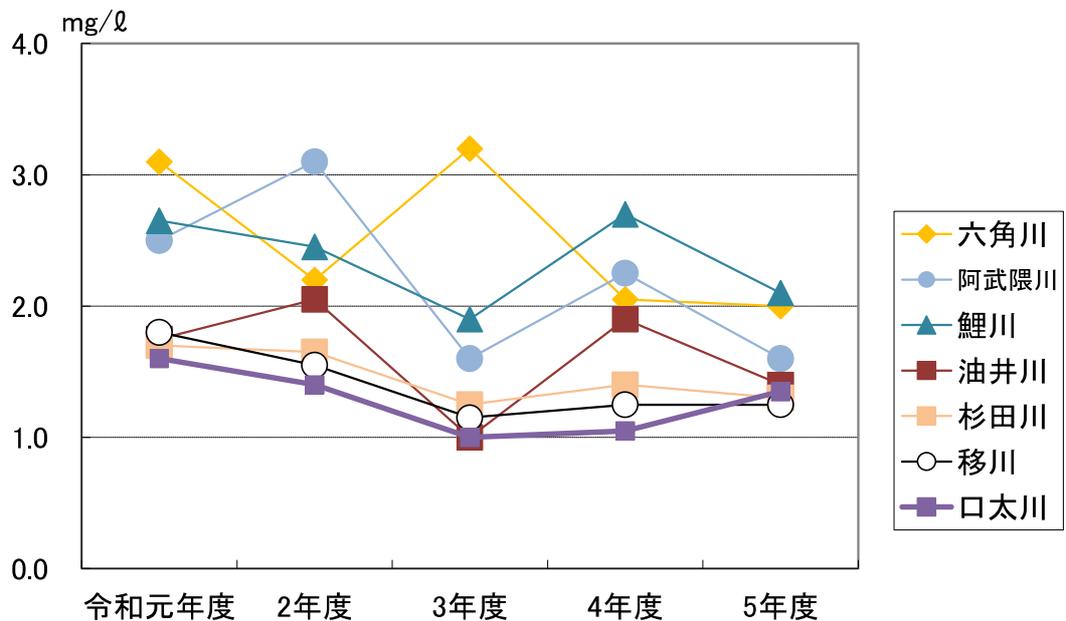
(2) 水質

阿武隈川には達成することが望ましい基準として、法に基づく環境基準、BOD（生物化学的酸素要求量）が3mg/ℓ以下と定められています。その他の河川に対しての基準は定められていませんが、環境基準を大きく下回っている河川が多く、汚濁負荷の少ない良好な状態が維持されています。

【河川水質調査結果(BOD 値)の推移】

水系	測定箇所	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	環境基準
六角川	塞の神橋	3.1	2.2	3.2	2.1	2.0	3 以下
阿武隈川	智恵子大橋	2.5	3.1	1.6	2.3	1.6	
鯉川	鯉川橋	2.7	2.5	1.9	2.7	2.1	
油井川	油井川橋付近	1.8	2.1	1.0	1.9	1.4	
杉田川	杉田橋	1.7	1.7	1.3	1.4	1.3	
移川	移川橋付近	1.8	1.6	1.2	1.3	1.3	
口太川	口太橋	1.6	1.4	1.0	1.1	1.4	

(単位：mg/ℓ)

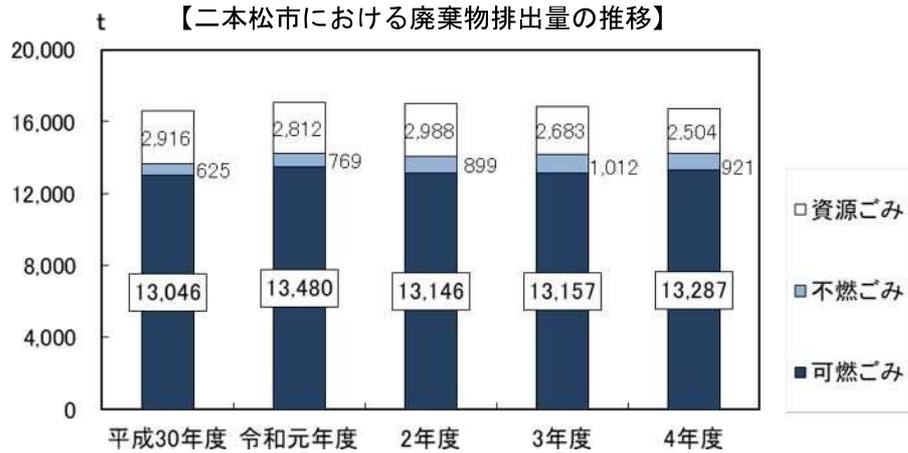


(資料：二本松市生活環境課)

(3) 廃棄物

本市の廃棄物排出量は、令和4年度において、総量は16,711t/年、一人1日あたり879.2gでした。

本市では5種19分別を実施しています。ごみの指定袋は5種類（可燃ごみ、ビニール・プラスチックごみ、プラスチック製容器包装、破砕するごみ、埋立てごみ・衣類）として、ごみの減量化と資源化に取り組んでいます。

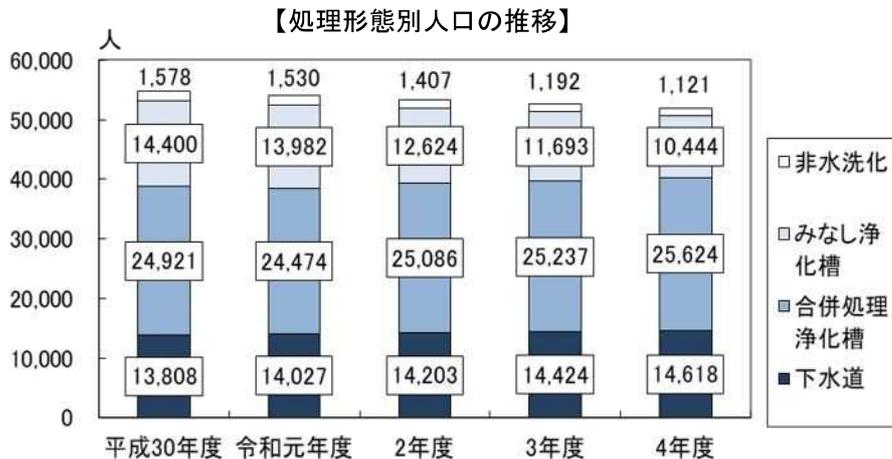


(資料：安達地方広域行政組合)

(4) 下水道・合併処理浄化槽

下水道は汚水が河川などに直接排出されることを防ぎ、水環境をよみがえらせる働きをします。

本市の下水道は、流域関連公共下水道事業（二本松、安達処理区）及び特定環境保全公共下水道（岳、岩代処理区）により水環境の保全を図っています。また、下水道の未整備地域については、平成4年度から合併処理浄化槽の新設、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を推進するため補助を行っています。



(資料：二本松市生活排水処理基本計画：各年3月31日現在人口)

(5) 騒音・振動

工場や事業所、建設作業などから発生する騒音・振動については、関係法令により規制され遵守されている状況にあります。特に騒音は、直接人間の感覚に影響を与えることから「感覚公害」ともいわれ、自動車騒音、事業者・工場騒音などに加え、日常の家庭生活に起因する騒音など、発生源はさまざまです。

環境騒音調査及び自動車騒音調査では過去に基準を超えた箇所もありましたが、最近では環境基準以下の数値を示しており、改善の傾向にあると思われます。

しかし、東北新幹線、東北自動車道における騒音については、環境基準を超えている箇所が依然としてあり、その改善に向けて引き続き事業者などに要望していくこととしています。

① 環境騒音調査

道路に面しない地域（一般地域）での環境騒音を市内3ヶ所で測定

(単位：デシベル)

観測地点	環境基準 類型	騒音レベル										環境基準	
		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度			
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
若宮一丁目地内	C類型	50.4	42.7	50.5	43.8	50.7	44.4	50.6	44.0	50.0	43.1	60	50
金色地内	B類型	49.5	40.8	49.6	43.1	49.0	43.7	49.4	41.8	48.7	41.6	55	45
表一丁目地内	A類型	49.3	40.1	49.3	41.5	48.7	41.3	46.8	39.9	47.1	38.8	55	45

(資料：二本松市生活環境課)

② 自動車交通騒音実態調査

幹線道路に面する地域での自動車騒音を市内3ヶ所で測定

(単位：デシベル)

観測地点	環境基準 類型	騒音レベル										環境基準	
		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度			
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
若宮二丁目地内	C類型	66.6	59.7	62.2	55.2	61.2	52.2	64.0	56.4	63.6	56.4	70	65
金色地内	B類型	62.0	53.1	61.9	54.4	61.9	55.1	60.3	51.0	61.1	52.3	70	65
表一丁目地内	A類型	64.3	52.0	63.0	52.7	63.0	52.1	61.6	50.6	62.9	52.2	70	65

(資料：二本松市生活環境課)

(6) 放射線

二本松市役所、安達支所、岩代支所、東和支所のモニタリングポストなどにおける測定結果によると、平成27年度以降は、これら4箇所において、毎時0.23マイクロシーベルトを下回っています。

【環境放射線量測定値の推移】

観測地点	単位：μSv/h（毎時マイクロシーベルト）								基準
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
二本松市役所	0.21	0.18	0.15	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.23
安達支所	0.12	0.11	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	
岩代支所	0.17	0.15	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	
東和支所	0.15	0.14	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	

※各年度の日平均値です。

(資料：二本松市生活環境課)

(7) 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガスの年間排出量についての環境省の推計データでは、直近の総計で397千t-CO₂（令和2年度）となります。過去の推移を見ると450千t-CO₂前後で推移していましたが、令和2年度には新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人流減少などにより大きく減少しています。

部門別の比率では、産業部門が最も多く38.3%を占める結果となり、福島県の比率と比較しても産業部門が多い結果となります。

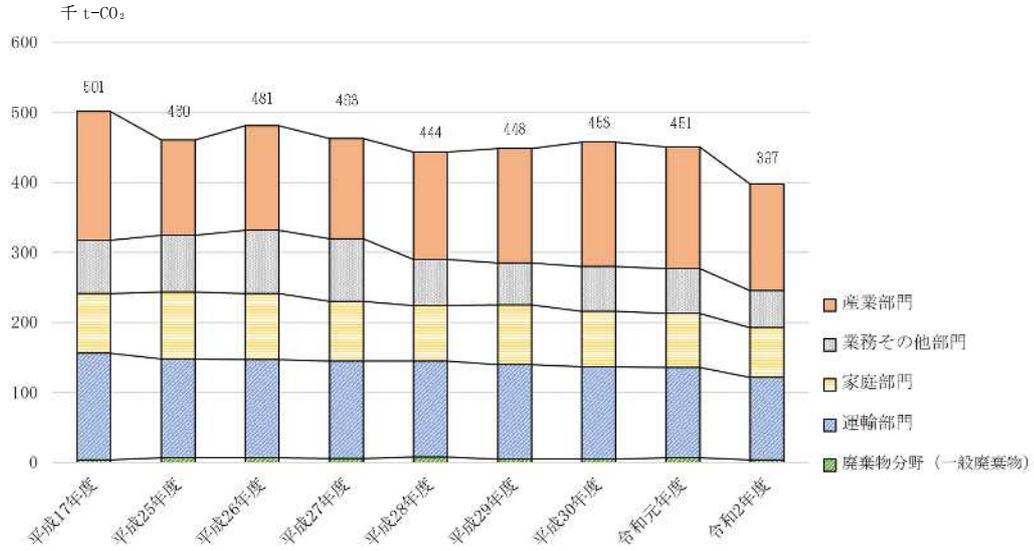
【温室効果ガス排出量の推移】

(単位：千t-CO₂)

部門・分野	H17年度 排出量	H25年度 排出量	H26年度 排出量	H27年度 排出量	H28年度 排出量	H29年度 排出量	H30年度 排出量	R元年度 排出量	R2年度 排出量
合計	501	460	481	463	444	448	458	451	397
産業部門	184	136	148	143	154	163	177	174	152
製造業	163	123	133	127	137	145	161	158	135
建設業・鉱業	8	5	6	6	6	7	6	6	6
農林水産業	13	7	9	10	10	11	10	10	11
業務その他部門	76	81	91	90	85	81	64	64	52
家庭部門	85	95	95	85	80	85	79	77	72
運輸部門	152	141	139	139	137	135	132	129	118
自動車	148	137	135	135	133	131	129	126	114
旅客	74	69	67	66	66	65	63	61	53
貨物	74	68	68	69	67	67	66	65	61
鉄道	4	5	4	4	4	4	4	3	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	4	7	7	6	7	4	5	7	4

(資料：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト)

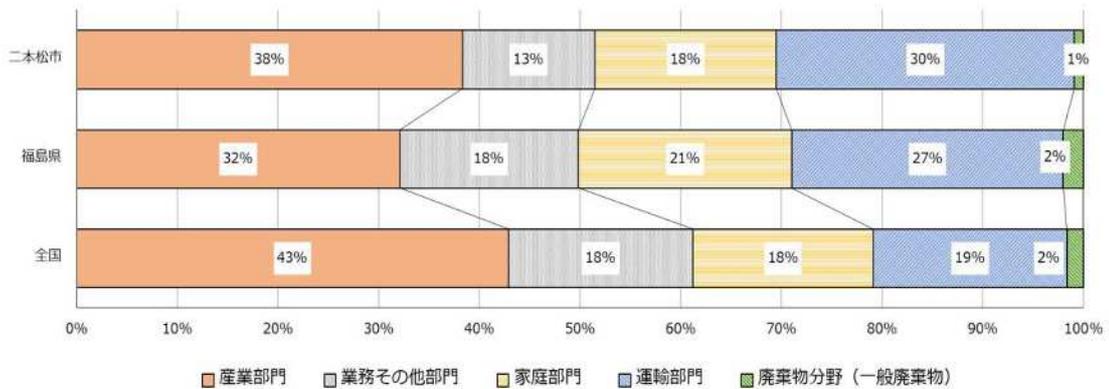
【温室効果ガス排出量の推移】



(資料：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト)

【温室効果ガスの部門別比率の比較】

(令和2年度)



(資料：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト)

(8) 動植物の概況

① 植物

ア. 植生

中央部の阿武隈川流域では、コナラ群落、水田雑草群落がモザイク状で広範囲に分布しています。

二本松地域の西部では、安達太良山周辺に自然度の高い植生が残されており、寒帯、高山帯の自然植生である高山ハイデ及び風衝草原やブナクラス域自然植生であるクロベ-ヒメコマツ群落、イタドリ-コメススキ群落が分布しています。また、岩代地域東部の日山やその周辺には、スズタケ型ブナ林が小規模ながら残されています。福島県植物誌では、阿武隈山地の上部の自然的特徴を指標するものとして貴重であると述べています。

イ. 注目すべき植物

文献による調査結果から、本市で確認されているふくしまレッドリスト（2022年版）に記載されている植物種は全部で29科41種です。

山地性の種であるミヤマツチトリモチ、アケボノシュスラン、水辺にみられるミズニラ、草地にみられるツルカコソウなど、本市が多様な環境を有していることがうかがえます。



【注目すべき植物種】

分類群	科名	種名	ふくしまレッドリスト
維管束植物	ミズニラ	ミズニラ	準絶滅危惧
	ヒノキ	ヒノキ	準絶滅危惧
		イブキ	準絶滅危惧
	イチイ	イチイ	準絶滅危惧
		キャラボク	準絶滅危惧
	ブナ	アラカシ	準絶滅危惧
		ツクバネガシ	絶滅危惧 I B 類
	イラクサ	イラクサ	準絶滅危惧
	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	絶滅危惧 II 類
	タデ	ノダイオウ	絶滅危惧 I B 類
	ナデシコ	ワダソウ	絶滅危惧 II 類
	クスノキ	ヤマコウバシ	準絶滅危惧
	キンポウゲ	レンゲショウマ	準絶滅危惧
	ツバキ	サカキ	準絶滅危惧
	オトギリソウ	オクヤマオトギリ	絶滅危惧 II 類
	アブラナ	イワハタザオ	絶滅危惧 II 類
	ユキノシタ	クロクモソウ	絶滅危惧 II 類
	バラ	キビナワシロイチゴ	準絶滅危惧
	マメ	ケヤブハギ	絶滅危惧 II 類
		イヌハギ	絶滅危惧 I A 類
	カエデ	オオイタヤメイゲツ	準絶滅危惧
	ミソハギ	ヒメミソハギ	絶滅危惧 I B 類
	ツツジ	イソツツジ	準絶滅危惧
	サクラソウ	サクラソウ	絶滅危惧 I B 類
	モクセイ	ヒイラギ	準絶滅危惧
	リンドウ	オヤマリンドウ	準絶滅危惧
	シソ	ツルカコソウ	絶滅危惧 I B 類
	ゴマノハグサ	エゾコゴメグサ	情報不足
		イヌノフグリ	絶滅危惧 I B 類
	オミナエシ	カノコソウ	絶滅危惧 II 類
	キク	オナモミ	絶滅危惧 I A 類
	ユリ	マルバサンキライ	絶滅危惧 II 類
	カヤツリグサ	ヤマタヌキラン	準絶滅危惧
		ミヤマクロスゲ	絶滅危惧 II 類
		ヌイオスゲ	絶滅危惧 II 類
	ラン	エビネ	絶滅危惧 II 類
		キバナノアツモリソウ	情報不足
		スズラン	絶滅危惧 II 類
		アケボノシュスラン	準絶滅危惧
		コフタバラン	絶滅危惧 II 類
		トキソウ	準絶滅危惧

② 動物

ア. 注目すべき哺乳類

文献による調査結果から、本市で確認されているふくしまレッドリスト（2022年版）に記載されている哺乳類は全部で5科6種です。

高地にみられるカワネズミ、ヤマネ、オコジョなどが確認されていて、中でもヤマネは国の天然記念物に指定されています。

【注目すべき哺乳類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
哺乳類	トガリネズミ	カワネズミ	情報不足
	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ	情報不足
	ヤマネ	ヤマネ	情報不足
	ネズミ	スミスネズミ	情報不足
	イタチ	イイズナ	情報不足
		オコジョ	情報不足

イ. 注目すべき鳥類

文献による調査結果から、本市で確認されているふくしまレッドリスト（2022年版）に記載されている鳥類は全部で17科32種です。

オオタカ、サシバなどの猛禽類が多く、その生息を支えることができる多様で豊かな自然が残されていることがうかがえます。

【注目すべき鳥類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
鳥類	キジ	ウズラ	絶滅危惧ⅠA類
	サギ	ヨシゴイ	絶滅危惧Ⅱ類
		オオヨシゴイ	絶滅危惧ⅠA類
		ササゴイ	準絶滅危惧
		アマサギ	準絶滅危惧
		コサギ	準絶滅危惧
	クイナ	ヒクイナ	絶滅危惧ⅠB類
		バン	準絶滅危惧
	カッコウ	カッコウ	準絶滅危惧
	シギ	ハマシギ	準絶滅危惧
	カモメ	コアジサシ	絶滅危惧ⅠB類
	タカ	ハチクマ	準絶滅危惧
		ハイタカ	準絶滅危惧
		オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類
		サシバ	準絶滅危惧
	フクロウ	アオバズク	絶滅危惧Ⅱ類
	ハヤブサ	チョウゲンボウ	準絶滅危惧
		ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類
	サンショウクイ	サンショウクイ	準絶滅危惧
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧
	モズ	チゴモズ	絶滅危惧ⅠA類
		アカモズ	絶滅危惧ⅠA類
	ヒバリ	ヒバリ	準絶滅危惧
	ヨシキリ	オオヨシキリ	準絶滅危惧
		コヨシキリ	準絶滅危惧
	セッカ	セッカ	準絶滅危惧
	ヒタキ	マミジロ	準絶滅危惧
		トラツグミ	準絶滅危惧
		クロツグミ	準絶滅危惧
		アカハラ	準絶滅危惧
		コサメビタキ	準絶滅危惧
	ホオジロ	ホオアカ	絶滅危惧Ⅱ類

ウ. 注目すべき両生類・爬虫類

文献による調査結果から、本市で確認されているふくしまレッドリスト（2022年版）に記載されている両生類は5科7種、爬虫類は3科6種です。

山地性のサンショウウオ類やモリアオガエル、田んぼ周りに多いヒバカリやヤマカガシ、河川上流域に多いカジカガエルが確認され、本市の環境の豊かさがうかがえます。

【注目すべき両生類・爬虫類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
両生類	サンショウウオ	クロサンショウウオ	準絶滅危惧
		トウホクサンショウウオ	準絶滅危惧
	イモリ	アカハライモリ	準絶滅危惧
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	準絶滅危惧
	アカガエル	ニホンアカガエル	準絶滅危惧
	アオガエル	モリアオガエル	地域個体群
		カジカガエル	準絶滅危惧
爬虫類	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	準絶滅危惧
	ナミヘビ	ジムグリ	情報不足
		ヒバカリ	準絶滅危惧
		シロマダラ	準絶滅危惧
		ヤマカガシ	準絶滅危惧
	クサリヘビ	ニホンマムシ	準絶滅危惧

エ. 注目すべき魚類

文献による調査結果から、本市で確認されているふくしまレッドリスト（2022年版）に記載されている魚類は全部で8科10種です。

本市では、スナヤツメ、ギバチなど主に中流域から上流域に生息する種からイワナのような主に源流域に生息する種までみられ、河川環境が多様であることがうかがえます。

【注目すべき魚類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト	
魚類	ヤツメウナギ	スナヤツメ	絶滅危惧ⅠB類	
	ウナギ	ニホンウナギ	情報不足	
	サケ	イワナ	絶滅のおそれのある地域個体群	
	コイ	タナゴ	絶滅危惧ⅠB類	
	ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ	情報不足
			ヒガシシマドジョウ	準絶滅危惧
			ホトケドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ギギ	ギバチ	絶滅危惧ⅠB類	
	メダカ	ミナミメダカ	絶滅危惧ⅠB類	
カジカ	カジカ*	絶滅危惧ⅠB類		

※カジカは大卵型、中卵型、小卵型に分類され、福島県レッドリストに記載されているのは大卵型です。本市で確認されているカジカの分類は不明です。

オ. 注目すべき昆虫類

文献による調査結果から、本市で確認されているふくしまレッドリスト（2022年版）に記載されている昆虫類は6科6種です。

タガメ、ヒメギフチョウ、ツマグロキチョウなど里山を代表する種が確認されているほか、生息場所が河原に限定されるカワラハンミョウが確認されています。

【注目すべき昆虫類】

区分	科名	種名	ふくしまレッドリスト
昆虫類	コオイムシ	タガメ	準絶滅危惧
	オサムシ	カワラハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	ハムシ	オオルリハムシ	準絶滅危惧
	アゲハチョウ	ヒメギフチョウ	絶滅危惧Ⅰ類
	シロチョウ	ツマグロキチョウ	準絶滅危惧
	タテハチョウ	ヒョウモンチョウ	絶滅危惧Ⅱ類

※ふくしまレッドリスト（2022年版）とは、福島県内に生息・生育する絶滅のおそれのある動植物種を絶滅の危険性に応じて以下のカテゴリーに分類し、リストとしてまとめたものです。

- | | |
|----------------|--|
| 絶滅危惧Ⅰ類 | : 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。 |
| 絶滅危惧ⅠA類 | : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 |
| 絶滅危惧ⅠB類 | : ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | : 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。 |
| 準絶滅危惧 | : 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 |
| 情報不足 | : 評価するだけの情報が不足しているもの。 |
| 絶滅のおそれのある地域個体群 | : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。 |

③ 市内における外来生物の状況

日本古来の在来生物の存在を脅かすものとして、外来生物の存在が問題となっています。外来生物は海外から入ってきた生物であり、身近なところで生育域を拡大しています。

平成16年度に制定された「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」では、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することとされています。

市内では以下の特定外来生物が確認されています。

区分	種名	概況
植物	オオキンケイギク	黄色の目立つ花で、市内各所で見られます。道端や庭、花壇などにも植えられており、宿根と種で増えます。
	オオハングンソウ	市内各所で見られます。耕作放棄地や土手などに集団で黄色の花を咲かせます。宿根と種で増えます。
	アレチウリ	市内各所の道路法面や荒地で見られ、種子で繁殖します。
哺乳類	アメリカミンク	市内で目撃情報があります。
	アライグマ	市内で目撃情報があります。
鳥類	ガビチョウ	市内各所で確認されています。
両生類	ウシガエル	市内の一部区域で生息が確認されています。
魚類	ブラックバス	市内の河川、沼などで確認されています。
	ブルーギル	

④ 市内における有害鳥獣の状況

人口減少や高齢化、放射能汚染などにより、人々による里山への介入が縮小し荒れた雑木林を生息場所とするイノシシ、ハクビシンなどの有害鳥獣の分布域が増加しています。

また、それに伴い野生動物と人の生活圏が接近し、農地が荒らされるなどの深刻な被害をもたらすようになってきました。

本市では、イノシシ、ハクビシン、カラス、ツキノワグマなどによる農作物被害が発生しています。特にイノシシによる農作物被害が顕著であり、阿武隈川以東の岩代・東和地域をはじめ、最近では阿武隈川以西の二本松・安達地域でも、出没報告や被害報告が増加しています。

3. 市民、事業者などの環境意識

平成30年3月の第2次環境基本計画策定時にアンケート調査を実施しました。本市の環境の現況や長所・短所などを明らかにすることで、問題点・課題などを把握し、環境基本計画をできる限り市民などの要望を取り入れたものにするためのものです。

アンケート調査は市民（1,800人）、小学生（全小学5年生）、事業所（150事業所）を対象として行いました（回答率：市民41.8%、児童100%、事業所49.3%）。

（1）市民

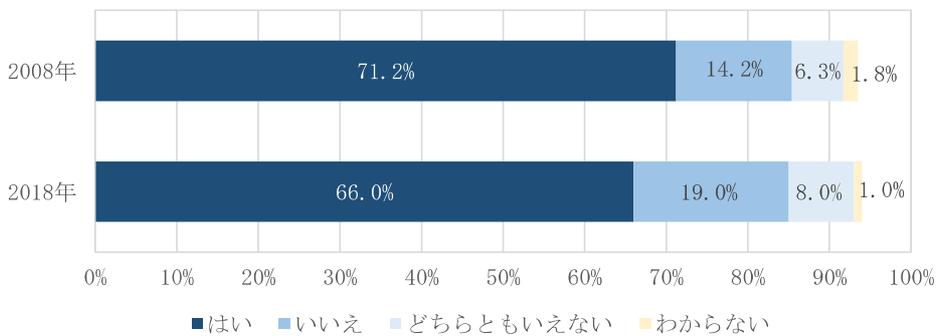
① 本市の環境の状況について

市全体の環境の状況については、「不法投棄やポイ捨てが気になる」との意見が多く、次いで「空き地の雑草や空き家の問題が気になる」の順になっています。環境美化に対する市民の意識が高いことがうかがえます。

10年前との比較

「地域の環境について最近どのように感じておりますか」の質問に対して、不法投棄やポイ捨てを気にしていると回答した市民が、10年前と比較すると5ポイント程度低い結果となりましたが、依然として多くの市民が関心を寄せていることがうかがえます。

【不法投棄やポイ捨てを気にしていると回答した市民の割合】



(2008年：N=761人、2018年：N=753人)

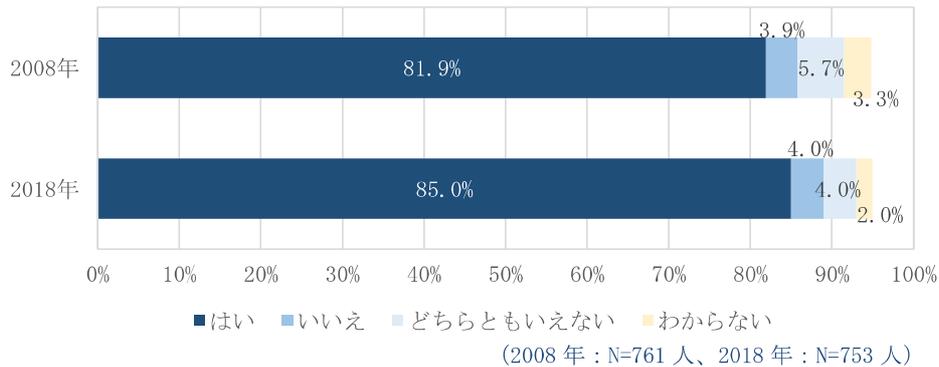
② 地球環境問題について

地球環境問題については、「地球温暖化が気になる」との意見が最も多く、次いで「ゲリラ豪雨による災害が気になる」の順になっています。これらの環境問題は、頻繁にマスメディアにおいて取り上げられ情報量が多いことと、体感的に感じている市民が多いことから関心が高まっているものと考えられます。

10年前との比較

「地球環境問題についてどのように感じていますか」の質問に対して、地球温暖化が気になると回答した市民が、10年前と比較すると3ポイント程度高い結果となりました。

【地球温暖化が気になると回答した市民の割合】



③ 環境保全への取り組みについて

環境保全の取り組みは、「使わない部屋の照明を消している」、「ごみの分別は確実にやっている」、「行楽でのごみは持ち帰っている」、「洗剤やシャンプーなどは詰替え品を買っている」、「水道は出しっぱなしにしないようにしている」については80%以上の市民がいつも取り組んでいると回答しています。市民の環境保全への意識の高さがうかがえます。

④ 環境問題に取り組む場合の問題点について

環境問題に取り組む場合の問題点については、「環境問題についての情報が不足している」という意見が最も多く、次いで「何をやったらいいのかわからない」の順になっています。環境問題に対して取り組む意識はあっても、具体的な取り組み方についての情報が不足し、行動に結びついていない状況がうかがえます。

⑤ 環境問題を守るための負担や労力について

環境問題を守るための負担や労力については、「地域活動を通じて労力を提供する」、「多少不便でもライフスタイルを変える努力をする」と回答した市民は50%を超えており、環境改善のために協力的な市民が多いことがうかがえます。

⑥ 環境教育や環境学習について

環境教育や環境学習については、「学校教育の中で子ども達への環境教育を実施する」という意見が最も多く、次いで「身近な生き物の調査、川の水質の調査などを積極的に行い、市民の意識を高める」、「市民がいつでも使えるよう環境についての情報を整備する」の順になっています。学校教育の一環として環境教育を進めてほしいと考える市民が多い結果となっています。

⑦ 企業や事業所に期待することについて

企業や事業所に期待することについては、「ごみの適正な処理、リサイクルの推進」、「大気、水質、騒音などの公害に対する取り組みの強化」、「電気、燃料、水などの省エネルギー活動の強化」、「商品などに対する過剰包装の抑制」及び「再生可能エネルギー（太陽光発電等）などの積極的な利用」という意見が 50%以上となっており、企業や事業所への環境保全に対する社会的要請が高まっていることがうかがえます。

⑧ 本市の将来環境について

本市の将来環境については、「ごみの無いきれいなまち」という意見が最も多く、次いで「川がきれいなまち」、「空気のすんだまち」、「文化財など歴史・文化を大切にするまち」の順になっています。本市の環境の状況について「不法投棄やポイ捨てが気になる」と答えた市民が多いことも踏まえ、本市では、ごみの無いきれいなまちを願う市民が多いことがうかがえます。

また、本市の将来環境を実現するため市に望むことは、「環境教育・学習の実施・支援」という意見が突出して多くなっています。多くの市民は、環境問題を解決するには教育・学習が重要との認識を持っていると考えられます。

(2) 小学生

① 家の周りの環境について

家の周りで遊ぶことができる場所については、「ともだちと遊べる公園がある」という意見が最も多く、次いで「散歩や虫とりができる林がある」の順になっています。

また、家の周りには、「トカゲのなかま」や「カブトムシ・クワガタのなかま」など多くの種類の生き物が身近でみられ、生き物の生息に適した環境が残されていることがうかがえます。

家の周りで気になる環境問題としては「川や道路などにごみが捨てられていること」という意見が最も多く、各地区でごみのポイ捨てが多いと考えられます。

② 地球環境問題について

地球環境問題については、「放射線のこと」を気にしているという意見が最も多く、福島第一原子力発電所事故後の放射線問題は、子ども達の間でも不安要素になっていることがうかがえます。次いで「地球の温暖化のこと」という意見が多くなっています。

③ 環境保全への取り組みについて

環境を守るために普段から気をつけていることは「水をだしっぱなしにしないこと」という意見が最も多く、次いで「ごみは決められた場所以外には捨てないこと」、「物を大切に使うこと」の順になっています。環境保全の意識が高い児童が多いことがうかがえます。

④ 環境学習について

地球温暖化やごみの分別など環境問題について何から学んだかについて質問した結果、「学校から」という意見が突出して多く、次いで「テレビやラジオから」の順になっています。学校での環境についての学習の成果と考えられます。

また、環境についてどんなことを学びたいかについては、「動物や植物を守る方法のこと」という意見が最も多く、次いで「空気や川の水をきれいにする方法のこと」、「放射線についてのこと」の順になっています。環境問題について学びたい児童が多いことがうかがえます。

⑤ 本市の将来環境について

二本松市の将来環境については、「ごみのないきれいなまちにする」という意見が最も多く、次いで「緑の多いまちにする」、「川がきれいなまちにする」の順になっています。

「今のままでよい」との回答は少なく、現状より環境が豊かなまちにしたいと考えていることがうかがえます。

(3) 事業者

① 環境への負荷について

環境への負荷については、「環境負荷なし」という意見が最も多く、次いで「騒音・振動の発生」、「廃棄物の排出」、「温室効果ガスの排出」の順になっています。多くの事業所が環境への負荷を減らすことを意識していることがうかがえます。

② 資源・エネルギーについて

資源・エネルギーの使用については、電気エネルギーやガソリンを利用しているという意見が多くなっています。

また、資源・エネルギーに関する取り組みについては、「ごみの分別・リサイクルの推進」という意見が多く、次いで「照明器具等の節電」の順になっています。ごみ問題やエネルギー問題への関心の高さがうかがえます。

③ 廃棄物について

廃棄物の処理については、「特に困っていることはない」との回答が最も多く、次いで「廃棄物の処理に多額の費用がかかる」の順に多くなっています。

また、廃棄物に関する取り組みについては、「廃棄物等の適正分別及び適正処理（リサイクルへの協力）」という意見が突出して多くなっています。多くの事業所において分別やリサイクルが適切に行われていることがうかがえます。

④ 環境保全への取り組みについて

環境保全の取り組みについては、「事業所として社員・従業員に対して環境教育や学習の場を提供している」という意見が最も多くなっています。

環境保全に取り組む際に必要なものについては、「環境改善のための資金」という意見が最も多く、次いで「環境改善技術の情報の提供」の順になっています。「資金」と「情報提供」の両面からのサポートを求めている状況がうかがえます。

⑤ 環境に対する関心事について

環境に対する関心事については、「地域の環境保全に関心がある」という意見が最も多く、次いで「地球環境問題に関心がある」の順となり、環境問題に対する関心の高さがうかがえます。

また、環境に対する取り組みを実施または参加・協力しているものについては、「資源ごみ回収・環境美化・清掃活動」という意見が最も多く、地域のごみ問題や環境美化へ貢献している事業所が多いことがうかがえます。

第3章

計画の方向性

第3章 計画の方向性

1. 将来あるべき姿

環境基本計画を策定するにあたり、二本松市の将来の環境像を次のように定め、その実現のために計画の推進を図ります。

ほんとの空のもと 豊かな自然を ^{とわ}永遠に育む 二本松

2. 目標

環境像を実現するため、以下のように5つの目標を定めます。

- I. 脱炭素社会を実現する
- II. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する
- III. 豊かな自然との共生を図る
- IV. 歴史景観を保存し、活用を進める
- V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

I. 脱炭素社会を実現する

わたしたちは、豊かで快適な生活を営む上で大量のエネルギーを消費しています。エネルギーの消費に伴い多量に発生した温室効果ガスの影響により地球温暖化が進行しています。

地球温暖化対策は、国際的にも積極的な取り組みが推進されており、国及び福島県においては、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルの実現を宣言し、温室効果ガス削減目標を前倒しした計画を進めています。

本市においても、この高い目標達成に向けて計画を進めていきます。温室効果ガスの排出抑制の推進や資源の有効利用に加えて、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための取り組みを実践的に行うには、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者が一体となって地球温暖化対策を推進する必要があります。そのためには、市の率先的な省エネルギーに関する普及啓発活動をはじめ、地域と調和のとれた安全・安心な再生可能エネルギーの

利用促進やエネルギー利用の効率化を図るとともに、気候変動へ適応した持続可能な脱炭素社会の実現を目指していくことが重要です。

II. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、多くの資源を消費し水、大気、土壌など環境へ大きな負荷を与えています。その結果として、地球規模での環境問題が顕在化してきました。

現在の環境問題を解決し、わたしたちが将来にわたりこの地球上で暮らしていくためには、資源の消費を可能な限り抑制し水、大気、土壌など環境への負荷を削減する持続可能な社会を構築することが不可欠です。

自然豊かな本市においても、原発事故由来の放射性物質がわたしたちの生活空間に影響を及ぼしており、市街地河川の水質汚濁やPM2.5の飛来などの大気汚染についても、環境基準を超えることは少ないものの調査・測定を実施しながら注意していくことが重要です。

さらに、廃棄物の減量化、資源化の推進など、循環型社会の形成に向けて多くの課題を抱えています。

これらの問題をよく認識し、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者が一丸となって持続可能な循環型のまちづくりに参画することが必要です。

III. 豊かな自然との共生を図る

わたしたちの生活は、地球上に生息する動植物をはじめ大気、水などから形成されている生態系が健全な状態で維持され、それぞれの役割を担うことにより成り立っています。しかし、わたしたちが豊かな生活を求め続けた代償として、自然の浄化能力を超えた環境負荷が作り出され、その影響により動植物の絶滅や気候変動など様々な環境問題が発生しました。結果として、わたしたちの生活は脅かされてきています。

わたしたち人間は、この地球を構成する一員として生態系に配慮し、健全な生態系を維持して生物多様性を保全するために、必要な取り組みを行わなければなりません。自然と共生する生活様式への変換を進め、物質的な豊かさに加え、心の豊かな生活の実践を目指すことが必要です。

本市は豊かな水と緑のすばらしい自然を有しています。これらは健全な生態系の維持に欠かせない要素でもあります。この豊かな自然の生態系に配慮し、維持し、保護することがわたしたちの使命です。

IV. 歴史景観を保存し、活用を進める

歴史的・文化的な建造物や文化財は、城下町として長年にわたり培われてきた本市を特徴付ける重要な資源です。保存や活用を進め未来へ引き継いでいくため、自然と歴史が一体となった本市の環境に配慮しながら、良好な景観の創造と保全を図ることが必要です。

V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

わたしたちの身の回りには、ごみのポイ捨てや不法投棄などのさまざまな環境問題がみられます。また、日常生活でのエネルギー利用に伴う温室効果ガスの排出が地球温暖化の原因になり得るように、地球規模での環境問題ともつながっています。

このような環境問題を解決するには、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体が、環境に対する関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を実践することが重要です。そのためには、各主体が協働・連携し、情報の効果的な発信や、環境教育・環境学習の充実を図ることが大切です。

持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。



アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標を掲げました。この目標こそが17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。国連に加盟するすべての国は、2030年までに持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすことになっています。

(出典：国際連合広報センターホームページ)

SDGsには、エネルギー、気候変動、資源など、さまざまな環境問題に関する目標が含まれています。本計画の目標と関係する主なSDGsは以下のとおりです。

I. 脱炭素社会を実現する

SDGs 7 : エネルギーをみんなにそしてクリーンに

SDGs 13 : 気候変動に具体的な対策を



II. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する

SDGs 6 : 安全な水とトイレを世界中に

SDGs 12 : つくる責任 つかう責任



III. 豊かな自然との共生を図る

SDGs 2 : 飢餓をゼロに

SDGs 15 : 陸の豊かさを守ろう



IV. 歴史景観を保存し、活用を進める

SDGs 11 : 住み続けられるまちづくりを



V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

SDGs 4 : 質の高い教育をみんなに

SDGs 17 : パートナリーシップで目標を達成しよう





第4章

目標実現のための施策

第4章 目標実現のための施策

1. 施策の体系

目標の達成に向けて、以下の施策体系により環境保全のための施策を展開します。

ほんとの空のもと
豊かな自然を
永遠とわに育む
二本松

I. 脱炭素社会を実現する

- I-1 再生可能エネルギーの推進
- I-2 地球温暖化対策の推進

II. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する

- II-1 水・大気・土壌等生活環境の保全
- II-2 ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進

III. 豊かな自然との共生を図る

- III-1 生物多様性の保全
- III-2 農村環境の保全と活用
- III-3 豊かな自然とのふれあいの推進

IV. 歴史景観を保存し、活用を進める

- IV-1 文化遺産の保全
- IV-2 良好な景観の保全と創出

V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

- V-1 ポイ捨て・不法投棄防止の推進
- V-2 環境教育・環境学習の推進

2. 施策展開

I. 脱炭素社会を実現する

令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現するために、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー消費量、温室効果ガス排出量の削減等を図っていきます。

I-1 再生可能エネルギーの推進

国、県におけるエネルギー政策の動向を踏まえ、地域と調和のとれた安全・安心な再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体による再生可能エネルギーの利用に向けたさまざまな取り組みについて促進と支援に努めます。

ゴチカンの取り組み

二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（通称ゴチカン）は、新エネルギー推進市民会議を経て平成 30 年に設立されました。

以来、市とパートナーシップ協定を締結して、太陽光発電の建設や再生可能エネルギーの普及啓蒙活動を行っております。

ゴチカンでは、令和 5 年度までに市内に 13 基の太陽光発電を建設しておりますが、そのうち 4 基は営農型発電です。

営農型発電は、農地の上部（2.5m～4m）で太陽光発電を行い、下部の農地では引き続き農業を行う発電方法です。

上部の太陽光パネルにより日光の 3 分の 1 程度は遮られますが、植物の生育には十分な日光を確保することができ、安全、安心な再生可能エネルギーの推進と農業振興を同時に達成できます。



市の役割

- 地域との調和を図り、安全・安心な再生可能エネルギーを推進します。
- 再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との調和、安全・安心な再生可能エネルギー推進のために必要な指導を行います。
- 公共施設へ太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- エネルギーの地産地消や有効利用などについて、情報の発信や意識啓発を進めます。
- 森林資源（バイオマスエネルギー）を活用した施設園芸を検討します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「再生可能エネルギーの推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域との調和を図り、安全・安心な再生可能エネルギーの導入に努めます。● 市や関係機関などからエネルギーの有効利用に関する情報の入手・活用に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 再生可能エネルギーの普及に努めます。● エネルギーの有効利用についての情報提供に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 地域との調和を図り、安全・安心な再生可能エネルギーの導入に努めます。● 市や関係機関などからエネルギーの有効利用に関する情報を入手し、事業活動に活用するなどの業務の効率化に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 市や関係機関などからエネルギーの有効利用に関する情報の入手・活用を心がけます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
住宅への太陽光発電システム設置件数	47 件/年	46 件/年	50 件/年

※太陽光発電 1kwh あたり、約 477g-CO₂が削減されます。

住宅用太陽光発電 4kw を設置した場合は、年間約 1,908kg-CO₂が削減されます。

I-2 地球温暖化対策の推進

本市の温室効果ガス排出削減を進めるうえで重要な産業、家庭、運輸の各部門において、エネルギーの使用削減を推進するなど、エネルギー起源の温室効果ガスの排出の抑制に努める緩和策とともに、地球温暖化の影響について情報の収集・発信を行うなど、被害の防止・軽減のための適応策もあわせた取り組みを進めていく必要があります。

また、森林を適切に管理することにより、森林の温暖化防止機能の維持・向上に努めます。

市の役割

- 公共施設における温室効果ガスの排出削減に努めます。
- 買い替え時には次世代自動車やエネルギー効率の良い製品の購入に努めます。
- 市民や事業者が実施する省エネルギー・創エネルギーの取り組みやごみの減量化の取り組み等、地球温暖化対策に資する取り組みについて必要な情報発信や支援を行います。
- 建物の新築、増改築時などに際し、省エネルギーに配慮した建物とするよう情報を発信します。
- 県や関係機関と連携し、気候変動適応策について調査・研究を行います。
- 温室効果ガスの吸収源である森林の増加と適切な維持・管理を図ります。
- デコ活（※）を推進します。
- 熱中症警戒情報が発令された際には、庁舎や公民館等をクーリングシェルターとして指定し、熱中症対策を図ります。

※ デコ活とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた造語であり、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動を指します。

生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして令和12年（2030年）温室効果ガス削減目標を達成するため、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に推し進めるための新しい国民運動です。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「地球温暖化対策の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネに努め、脱炭素型のライフスタイルへの転換を目指します。 ● 買い替え時には次世代自動車や省エネルギー型機器の購入・使用に努めます。 ● 建物の新築、増改築時などに際し、省エネルギーに配慮した建物とするよう心がけます。 ● 自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用や自転車、徒歩での移動に心がけます。 ● 植樹や森林ボランティア活動などへの参加に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策について情報提供し意識啓発に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう心がけます。 ● 地球温暖化について情報の収集や事業の効率化など、業務改善による環境負荷の低減に努めます。 ● 輸送効率の向上や、適切な輸送機関の選択・利用、次世代自動車の導入などに努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● 節電やエコドライブなど、省エネに心がけます。

【環境指標】

環境指標	実績	実績 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
市域の温室効果ガス排出量	463 千 t-CO ₂ (平成27年度)	397 千 t-CO ₂ (令和2年度)	281 千 t-CO ₂ ※1 248 千 t-CO ₂ (令和12年度※2)
市の公共施設・公用車などのエネルギー使用量 (原油換算kℓ/施設延床面積㎡)	0.03120 (平成29年度)	0.03093	0.02403※

※1 2013年度比39%削減

※2 2013年度比46%削減

ふくしまゼロカーボン宣言事業（旧福島議定書事業）

福島県では令和 32 年（2050 年）までの脱炭素社会の実現に向けて省エネ対策の徹底や再エネの普及拡大など地球温暖化対策の取り組みを進めるために、県内の学校や事業所の「ふくしまゼロカーボン宣言」を進めています。令和 4 年度から福島議定書事業をリニューアルして、ふくしまゼロカーボン事業を展開しています。

○ふくしまゼロカーボン宣言とは

県内すべての学校・事業所で、地球温暖化対策のために、取り組んでいただきたい内容を電子申請により宣言（セルフチェック）することで取り組みの見える化を行い、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図る事業です。

本市では地球温暖化対策の推進のため、ふくしまゼロカーボン宣言事業について以下の目標を掲げることとします。

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
ふくしまゼロカーボン宣言事業（学校版）参加校数	13 校	15 校	24 校
ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）参加事業所数	35 事業所	40 事業所	54 事業所

温室効果ガスの削減目標

国は令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で温室効果ガス排出量を46.0%削減する目標を掲げています。

本実行計画では、国の目標を踏まえ、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者が温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めることを勧奨し、本市の温室効果ガス削減目標を以下のとおりとします。

令和10年度目標（平成25年度比）39%削減
（令和12年度目標（平成25年度比）46%削減）

【温室効果ガス排出量の目標値】

単位：千t-CO₂

部門		実績排出量		将来排出量		
		平成25年度 【基準年度】	令和2年度 【現況】	令和10年度 【目標年度】	令和12年度	
産業部門	製造業	123	135	86	79	
	建設業・鉱業	5	6	3	3	
	農林水産業	7	11	5	4	
	小計	136	152	94	86	
家庭部門		95	72	47	36	
業務部門		81	52	40	31	
運輸部門	自動車	(旅客)	69	53	47	44
		(貨物)	68	61	46	44
	鉄道	5	3	3	3	
	小計	141	118	96	91	
廃棄物部門		7	4	4	4	
合計		460	397	281	248	
現況からの増減量		—	—	▲116	▲149	
基準年度からの削減率		—	14%	39%	46%	

(資料：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト)

【各部門の温室効果ガス排出量削減のための施策】

部門	主な推進する施策	令和 10 年度 削減目標 (平成 25 年度比)	令和 12 年度 削減目標 (平成 25 年度比)
産業部門（製造業、 建設業、農林水産 業等）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根置き太陽光発電設備の導入 ・照明のLED化 ・省エネ機器の導入 	▲31%	▲37%
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根置き太陽光発電設備の導入 ・照明のLED化 ・省エネ家電の導入 ・ゼロエネルギー住宅の導入 	▲51%	▲62%
業務部門（事務所、 ホテル、店舗等）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根置き太陽光発電設備の導入 ・照明のLED化 ・省エネ機器の導入 	▲51%	▲62%
運輸部門（自家用 車、物流、公共交通 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の導入 	▲32%	▲36%
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量削減 	▲43%	▲43%

※令和 12 年度削減目標は、福島県カーボンニュートラルロードマップにおける各部門の温室効果ガス排出量削減目標値に準拠。

II. 資源の消費を抑制し、環境負荷を削減して、循環型社会を形成する

II-1 水、大気、土壌など生活環境の保全

市内の水、大気、土壌などの汚染状況を定期的に測定し、その結果を公表していきます。放射線については、定期的な放射線量の測定のほか、自家消費用農産物・飲料水の測定などに取り組みます。

公害については、環境汚染を引き起こしている可能性がある工場、事業所に適宜立入り調査を行い、法・条例に基づく規制基準の遵守状況を確認し、必要に応じ改善措置を講じるよう指導を行います。

また、安易なごみの焼却などにより周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように、野外焼却などの違法行為を監視していきます。

なお、市全域の空間線量が低下し、令和5年3月31日に汚染状況重点調査地域の指定が解除されたことや市民の意識の変化等により測定希望者が減少したことから、外部被ばく及び内部被ばく量の測定については、令和5年度末をもって終了しました。

市の役割

- 下水道の整備と接続、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- 放射線量のモニタリングを継続的に行い、公表します。
- 放射線に対する正しい知識の普及に努めます。
- 自家消費用農産物や飲料水の放射線量の測定を行います。
- 河川や大気などの継続的な監視や調査を行い、公表及び改善を進めます。
- 関係機関と連携し立入り調査や改善指導を行います。
- 市道を適切に整備し、騒音・振動を抑制します。
- 不適切な野外焼却の監視、指導を強化します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「水、大気、土壌等生活環境の保全」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 市や市民団体が主催する環境保全活動への参加に努めます。● 下水道整備地区においては、下水道への接続に努めます。● 下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽への転換に努めます。● 放射線に対する正しい知識を身に付けます。● 自家用車の適正な点検・整備に努めます。● 側溝など身近なところの清掃に心がけるなど、悪臭の発生を防止するよう努めます。● 化学物質による環境リスクに関する理解を深めるよう努めます。
-----------	--

市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線に対する正しい知識の普及に努めます。 ● 大気汚染などの公害問題にかかる環境教育に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道整備地区においては、下水道への接続に努めます。 ● 下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽への転換に努めます。 ● 家畜のし尿は堆肥化し、周辺への流出防止対策を行うよう努めます。 ● 化学肥料や農薬は適正に使用するとともに、使用量の削減に努めます。 ● 化学物質を敷地内土壌に浸透させないよう適正管理に努めます。 ● 排気ガスや臭いの発生する設備の適切な維持管理に努めます。 ● 低騒音、低振動型機械の使用に努めます。 ● 車両の適正な点検・整備に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境の保全に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
汚水処理人口普及率	82.0%	87.1%	90.0%
合併処理浄化槽の設置件数	118 件/年	79 件/年	120 件/年
合併処理浄化槽の法定検査 (11 条) 受検率	30.1% (2016 年度)	33.4%	40.0%



騒音調査の様子

II-2 ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進

循環型社会を実現するため、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指すとともに、効果的、効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

さらに、「もったいない」という心掛けを常日頃より意識することを呼び掛け、マイバッグ運動の推進により、過剰包装やレジ袋の使用を減らすとともに、分別収集や再資源化によるごみ減量化の徹底をするなど3R「ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）」を推進します。また、事業系一般廃棄物の排出量を抑制するため、事業所へ再資源化に関する協力を呼びかけます。

市の役割

- 公共事業におけるリサイクルを推進します。
- ごみの減量やリサイクルのための情報提供、イベントの開催による啓発を推進します。
- マイバッグの普及を図ります。
- 食品ロス削減を推進します。
- グリーン購入の普及を図ります。
- 建設リサイクル法に基づく建設副産物の分別・再資源化を推進します。
- 食品リサイクル法に基づく食品バイオマスの再生利用の促進を図ります。
- 容器包装リサイクル法に基づく瓶・缶・包装紙・ペットボトルなどの分別回収を推進します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「ごみの減量化・再資源化と適正処理の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● ごみの適切な分別により減量化に努めます。● 買い物をするときには、ごみの出ない物や環境負荷の少ないものを選ぶよう努めます。● 買い物をするときにはマイバッグを持参するよう努めます。● 地域の資源回収活動に協力するよう努めます。● 食品ロスの削減に努めます。● リサイクルショップやフリーマーケットを活用し、資源の有効活用に努めます。● 家電リサイクル法の対象家電品については法に従い、適切な処理に努めます。● ごみステーションの維持・管理に協力するよう努めます。
-----------	--

市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● フリーマーケットを開催し、不用品の再使用に努めます。 ● 資源ごみの集団回収の推進に努めます。 ● 食品ロス削減の推進に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務改善や原材料の見直しなどを行うことにより、ごみ排出量の削減に努めます。 ● 廃棄物の分別の徹底やリサイクルに努めます。 ● 食品廃棄物、間伐材などを堆肥化し、利用するシステムの導入に努めます。 ● 食品ロス削減に努めます。 ● 処理業者への委託を適正に行います。 ● 簡易包装に努めます。 ● 廃棄物になりにくい、リサイクルしやすいなど環境に配慮した製品の製造、販売に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの適切な分別により減量化に努めます。 ● イベントなどでは、主催者のルールに従った適正なごみ処理に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
資源回収団体による資源の回収量	579 t /年	410 t /年	618 t /年
一人 1 日あたりのごみの総排出量	812. 7g/人・日	879. 2g/人・日	706. 0g/人・日※ (令和 9 年度)

※一般廃棄物処理基本計画における目標値を参考に設定しました。

Ⅲ. 豊かな自然との共生を図る

Ⅲ-1 生物多様性の保全

生物多様性の保全として、野生動植物の生息・生育状況を調査し把握するとともに、希少な動植物の採取・捕獲の防止、特定外来生物の生息・生育域の拡大防止など、地域由来の生態系の確保に努めます。

また、効果的な保全を図っていくため、市はもとより市民や事業者など、さまざまな主体の参画・連携が重要であることから、生物多様性の保全に対する直接的な取り組みに加え、環境教育を通して情報の収集や提供を行うなど、総合的な取り組みを推進します。

市の役割

- 生物多様性に配慮した森林整備を推進します。
- 有害鳥獣の計画的な捕獲なども含めた野生生物との共生の方法を検討します。
- 河川・ため池などの水辺の保全を図ります。
- 生態系ネットワークに配慮した緑化を推進します。
- 地域生態系に悪影響を与える外来生物の防除について検討します。
- 森林所有者と市が連携し、森林の管理・保全の仕組みを検討します。
- 市内に生息する外来生物や野生動植物の情報を提供します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「生物多様性の保全」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に関する活動やイベントへの参加に努めます。● 生物多様性に配慮した森林の管理・保護に協力するよう努めます。● 所有する森林や緑地を適切に管理、保全するよう努めます。● ペット・外来生物は適切に飼育、管理します。● 生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを認識し、行動するよう努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に関するボランティア活動の推進に努めます。● 生態系ネットワークに配慮した緑化活動の推進に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● あらゆる事業活動において、生物多様性の保全に配慮します。● 地域における生物多様性の保全活動に対し協力・参加するよう努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に配慮します。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
森林の整備面積 (主に人工林) ※	12ha/年	24ha/年	5ha/年

※人工林の整備とは、植栽、間伐、枝打ち等のことをいいます。



Ⅲ－２ 農村環境の保全と活用

低農薬化などによる自然環境に配慮した営農に努め、農村環境が有する地下水の涵養、洪水の防止、景観の形成などの多面的機能にも配慮し、農地保全と自然環境との共存を目指します。また、他の産業や市民などと連携した環境にやさしい営農が、市全体の環境保全につながるよう施策を進めます。

さらに、農業者の経営環境の改善や新規就農者への支援を進めるなど農業担い手の育成・確保に努め、地域の担い手へ農地の利用集積を促進します。

市の役割

- 農用地の集積、農業の組織化、共同化など農業経営の改善を図ります。
- 人材育成・農業者研修・新規就農者研修などの支援を行います。
- 農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を推進します。
- 有機農業などの環境保全型農業を推進します。
- 有害鳥獣対策を推進します。
- 耕作放棄地の有効活用について推進します。
- 森林資源（バイオマスエネルギー）を活用した施設園芸を検討します。《再掲》

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「農村環境の保全と活用」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 農地の持つ自然環境としての公益的機能を理解し、保全に努めます。● 家庭菜園などでは、減農薬、減化学肥料に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 農地の持つ自然環境としての公益的機能を理解し、保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 有機農業などの環境保全型農業の推進に努めます。● 食の安全・安心に配慮した農業に努めます。● 耕作放棄地の有効活用に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 農村環境の保全について理解します。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
耕作放棄地の解消面積	21,777 m ² /年	14,704 m ² /年	20,000 m ² /年
有害鳥獣による農作物被害額	3,198 千円	493 千円	1,003 千円
多面的機能支払交付金事業取り組み団体	60 団体	61 団体	80 団体

Ⅲ-3 豊かな自然とのふれあいの推進

優れた景勝地において、生物多様性の保全など自然環境の保護を図るとともに適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場や自然と調和した緑地の整備と管理、魅力的な水辺空間の創出を行います。

また、自然環境への関心や理解を深めるため、自然観察会やグリーンツーリズムなどを推進します。

市の役割

- 自然に親しむイベントの開催や市民団体主催事業へ協力を行います。
- 自然公園や都市公園などの保全・整備を行います。
- 都市公園などの適正配置を行います。
- 緑の基本計画に基づき一体的な緑地の整備を推進します。
- 自然とふれあえる公共施設の整備や情報の発信を行います。
- グリーンツーリズムを推進します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「豊かな自然とのふれあいの推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 自然に親しむイベントの参加に努めます。● ごみの持ち帰りや動植物を傷つけないなど、マナーの徹底に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 自然に親しむイベントの開催に努めます。● グリーンツーリズム事業の支援に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 開発行為を行う際は、生物多様性の保全に配慮します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● ごみの持ち帰りや動植物を傷つけないなど、マナーの徹底に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
自然とのふれあいを目的とした環境学習会の開催数	5 回/年	2 回/年	5 回/年

IV. 歴史景観を保存し、活用を進める

IV-1 文化遺産の保全

うるおいとやすらぎのある美しい環境の創出に向け、郷土への親しみや愛着を育む歴史的・文化的遺産の保全と活用を図るとともに、地域の自然や風土特性を生かし、自然環境とのバランスを考慮した土地の利用を図ります。

特に史跡については、計画的な整備と活用を行い、現状保存とともに周辺環境の整備を推進します。

市の役割

- 歴史的・文化的資源の保全・活用を推進します。
- 文化遺産を生かした地域の環境づくりを推進します。
- 歴史・文化体験についての取り組みを推進します。
- 歴史・文化に関する情報発信により、郷土意識、保護意識の高揚を図ります。
- 文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動に協力します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「文化遺産の保全」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域の祭りや行事に参加し、郷土文化に対する関心と理解を高めるよう努めます。● 市の史跡や文化財を知り、保護する活動に参加するよう努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動に努めます。● 文化遺産の紹介と保護意識の向上に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 開発行為においては、文化遺産やそれを取り巻く自然環境への配慮に努めます。● 地域の祭りや行事への参加、協力を努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 歴史や文化について関心を持ちます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
文化遺産・郷土文化を保全する団体数	39 団体	38 団体	39 団体
指定文化財の件数	148 件	149 件	158 件

IV-2 良好な景観の保全と創出

市の持つ自然、歴史景観や文化景観を基調にしながら、市街地など都市的魅力が調和した住環境の整備を図ります。また、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体が自然環境に対する関心を高めていくとともに、自然環境を生かした本市のイメージアップを図り、地域の活性化と自然景観に配慮したまちづくりを推進します。

市の役割

- 都市計画マスタープラン及び景観形成基本計画に基づき、歴史的建造物や自然環境と調和のとれた景観形成を図り、特徴的で美しいまちづくりを推進します。
- 市民の景観意識の向上を図ります。
- 公共施設と自然景観との調和に配慮します。
- 開発行為においては、歴史的建造物や緑の保全、周囲の景観に配慮するなど調和のとれた開発を指導します。
- 空き家・空き地などの適正な管理を所有者に指導します。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「良好な景観の保全と創出」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 自分の住む地域などの身近な景観について、良好な景観形成に取り組むように努めます。● 住宅の壁や塀などには、周囲の景観に配慮した色使いに努めます。● 所有する空き家・空き地などの適正な管理に努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 環境美化や身近な景観を保全するための活動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 屋外広告や建築物のデザインを検討する際は、周囲の景観への配慮に努めます。● 開発行為においては、歴史的建造物や緑の保全、そして周囲の景観への配慮に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 良好な景観の保全に努めます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
公德心・都市公園 清掃への参加人数	1,000 人/年	800 人/年	1,000 人/年

V. 日常生活において環境問題を意識し、行動する

V-1 ポイ捨て・不法投棄防止の推進

美しい自然環境や魅力あるまちなみを保全していくために、市民、市民団体、事業者及び滞在者の各主体が連携して、ポイ捨てや不法投棄の監視・撤去を徹底していくことが必要です。特に不法投棄については、早期発見、早期対応及び未然防止を図るため、各主体が協働して監視体制を構築していくことが重要です。

市の役割

- モラルの向上を図るための啓発活動を実施します。
- ポイ捨てや不法投棄の監視、指導を強化します。
- 警察署などの関係機関と相互の連携を図り不法投棄の防止に努めます。
- 条例などにに基づき継続的な事業実施に努めます。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「ポイ捨て・不法投棄防止の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● ポイ捨てや不法投棄は行わないようにします。● 家電リサイクル法などを遵守し、適切な処理に努めます。● 所有地を適正に管理し、不法投棄、ポイ捨てがされない環境づくりを心がけます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● モラルの向上を図るための啓発活動に努めます。● ポイ捨てや不法投棄の監視と通報に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 産業廃棄物は、法を遵守し適正な処理を行います。● 所有地の適正管理による、不法投棄されない環境の整備に努めます。● ポイ捨てや不法投棄の監視と通報に努めます。● ポイ捨て防止活動や清掃活動を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● ポイ捨てや不法投棄は行わないようにします。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
環境衛生監視員による不法投棄の監視日数 (延べ)	798 日/年	800 日/件	1,200 日/年

V-2 環境教育・環境学習の推進

体験を通じて感動したり驚いたりしながら思考を深め、実際の生活や社会、自然のあり方を学ぶことへの関心・意欲を醸成します。環境教育・環境学習の取り組みについては、広報誌、ホームページ、さまざまなイベントの機会を通じて市民への情報提供に努めます。また、環境活動を推進するリーダーの育成に取り組んでいきます。

市の役割

- 環境問題について情報を発信します。
- 市民、市民団体、事業者などの各主体や関係機関と連携し、環境教育・環境学習の推進を図ります。
- 環境に配慮する意識の向上を図るため、環境講演会などを開催します。
- 環境教育リーダーや環境ボランティアの育成を図ります。

市民、市民団体、事業者、滞在者へ期待する取り組み

「環境教育・環境学習の推進」に関する取り組みを各主体とともに推進していくために、次のような取り組みが期待されます。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 環境問題について関心を持ち、家庭で話し合う機会の創出に努めます。● 市や市民団体、事業者などが行う環境に関するイベントへの参加、協力を努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関するイベントの開催など、環境問題を学べる機会の創出に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 従業員への環境教育に努めます。● 環境問題に関する他事業者の有効な取り組みについて情報を入手し活用することに努めます。● 環境に関するイベントの開催などに努めます。● 市や市民団体などが行う環境に関する取り組みへの参加、協力を努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関するイベントに参加、協力を心がけます。

【環境指標】

環境指標	実績 (平成 29 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
環境講演会の開催数	1 回/年	1 回/年	1 回/年



環境講演会の様子

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画に掲げる目指すべき環境像や目標を実現するためには、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、自主的に環境に配慮した行動をとることが大切であり、市の関係部署は横断的な連携を図り、施策を推進していきます。さらに、施策の実施状況や目標の達成状況を点検・評価などが行われる体制を整備し、本計画を推進していきます。

また、広域的な取り組みが求められる施策については、国や県、周辺自治体などと連携、協力を図っていきます。

計画を推進し、進行管理をするための組織を以下に示します。

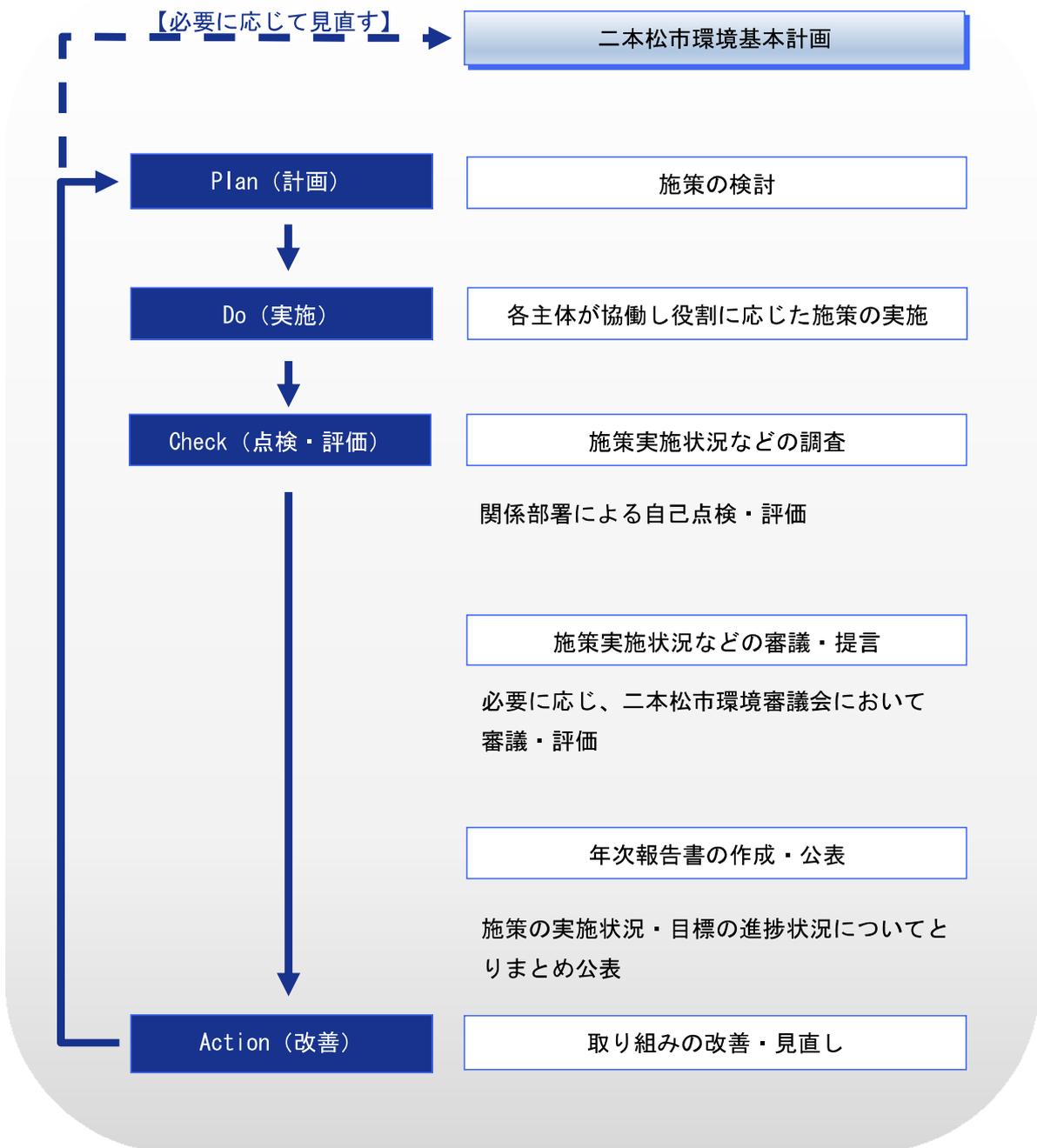
○二本松市環境審議会

環境審議会は、関係機関及び団体、市民から選出された者、学識経験者より構成し、専門的な視点から本市の環境の状況や施策の実施状況について、調査審議を行います。

2.

計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に基づき、Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（点検・評価）⇒Action（改善）の流れで進行管理を行い、施策の実施状況や目標の進捗状況について毎年点検・評価、改善を実施していきます。





資料編

- 資料1 二本松市環境基本条例等
- 資料2 環境審議会委員名簿及び策定経過
- 資料3 アンケート調査結果
- 資料4 用語解説

【二本松市環境基本条例】

平成19年6月21日

条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 環境の保全に関する基本指針等（第9条―第11条）

第3章 環境の保全のための基本的施策等（第12条―第19条）

附則

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然豊かな恵みの下で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、環境を持続的に保全する取組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊で安らぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地域環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊かな自然環境の保護、文化を育んだ歴史、風土等の保存、潤いのある持続的な生活環境の保全（以下「環境の保全」という。）について基本となる理念を定め、市、市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）及び滞在者（市に観光、労働、就学その他の目的で滞在する者をいう。以下同じ。）が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな自然環境を保全し、現在及び将来にわたる市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- （3） 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ）に係る被害が生じることをいう。

- (4) 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの認識の下、環境への負荷の低減に努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。
- 3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、地域の特性に応じた環境の保全に関する計画を策定し、これを実現しなければならない。

- 2 市は、自ら行う事業の実施にあたっては、持続可能な循環型社会の形成に即したものとし、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全のため広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民等及び滞在者と協働し、環境保全活動（環境の保全に関する事業又は活動をいう。以下同じ。）に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。

- 2 市民は、日常生活において持続可能な循環型社会の形成に即した活動を行い、環境への負荷の低減、環境の保全に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念に従い、環境の保全に関する活動が推進されるよう、市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動の充実等に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動に当たり、常に適切な措置を講じて環境を阻害することのないようにするとともに、環境保全活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出者としてその適正な処理を行なうとともに、その発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 滞在者は、基本理念に従い、持続可能な循環型社会の形成に協力し、環境の保全等に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市及び市民等と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本指針等

(基本指針)

第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための二本松市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、二本松市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(実施状況報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、各種計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、地域固有の自然環境保全のため、地域それぞれの自然環境の把握に努め、その豊かな自然環境が保全され、将来に引き継がれるよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等の意見の反映及び自発的な活動の促進)

第14条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、循環型社会を推進するための取組みその他の活動を促進するため必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 市は、すべての市民が、身近な自然とふれあい、感性を豊かにすることの大切さを認識するとともに、生涯を通じて環境とのかかわりを学ぶ環境学習の推進その他必要な措置を講じるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全に役立つ情報の収集に努め、市民等及び滞在者がそれぞれの役割に応じて行動することができるよう当該情報の提供に努めるものとする。

(調査等の実施)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の実施に当たり、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めなければならない。

(規制の措置)

第18条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全対策の推進)

第19条 市は、国、県、他の地方公共団体、市民等を協働し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例】

平成24年12月25日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境の美化を推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに定められた場所以外の場所に捨てること又は放置することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他の市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行うすべてのものをいう。
- (5) 土地所有者等 市内において、土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。第9条第2項において同じ。）は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、飼い犬が公共の場所等（公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。第9条において同じ。）でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰るとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって生じる空き缶等を散乱させないよう当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行うものは、消費者に対しポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱を防止するため、清掃活動等により、地域の良好な生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、土地所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(重点区域の指定)

第7条 市長は、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(施策の重点実施)

第8条 市長は、前条第1項の重点区域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策を重点的に実施するものとする。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

2 飼い犬の所有者は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止)

第10条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)による飲食料品の販売者及び持ち帰り飲食料品の販売者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下この項において「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させたものは、当該配布場所及び周辺において宣伝物等が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 市長は、第9条又は第10条の規定に違反し、美観又は生活環境を著しく害していると認められるものに対し、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由なく当該勧告に従わず、美観又は生活環境を著しく害していると認められるときは、期限を定めて、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由なく命令に従わないときは、その氏名、住所(法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、本条例による命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされるべきものにその理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(立入調査等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定に違反して回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない土地若しくは建物にその指定する職員を立ち入らせて調査させ、又は同項に規定する販売者若しくは関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

(職員による指導等)

第16条 市長は、その指定する職員に第11条の規定による指導若しくは助言、第12条の規定による勧告若しくは第13条の規定による命令を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第15条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により指導若しくは助言、勧告、命令又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 第15条の規定による立入調査の権限又は前条の規定による質問の権限は、犯罪調査のために認められたものとして解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【二本松市公害防止指導要綱】

平成17年12月1日

告示第38号

(目的)

第1条 この要綱は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について、事業者、市及び住民の責務を明らかにし、公害を防止するために必要な対策を講ずることにより住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守し、その責任において必要な措置を講じるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、常にその管理に係る施設について監視を厳重にし、かつ、公害の発生防止について不断の研究と努力を怠ってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、公害防止に関して必要な施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、市が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、おおむね次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 公害の状況を把握するための必要な監視及び測定に関すること。

(2) 事業者が行う公害防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあっせんに関すること。

(3) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等があったときは、速やかにその実情を調査するとともに、県及び関係機関と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(公害防止確約書の提出)

第8条 事業者は、公害防止に関する確約書を市長に提出しなければならない。

(処理計画書)

第9条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害を防止するための処理に関する計画書の作成とその提出を求めることができる。

(完了届)

第10条 前条の規定による処理に関する計画書の提出を求められた事業者は、当該要求に基づく措置を完了したときは、処理計画の措置の完了に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(緊急時の措置)

第11条 市長は、異常気象等の緊急時に、通常の事業活動によるものであっても公害発生のおそれがあると認められる場合は、関係事業者に対し、事業活動による排出量の減少等について協力を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに事業活動による排出量の減少等について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第12条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、または発生するおそれがあると認める場合 発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をして公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(測定結果の報告)

第14条 市長は、必要があると認める事業者に対し、定期的に測定した結果の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市公害防止指導要綱（昭和60年二本松市告示第60号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

環境審議会委員名簿

(任期:平成30年5月29日～平成32年5月28日)

役職	氏名	選出機関及び団体名
会長	渡邊 正孝	二本松商工会議所常議員
副会長	大内 征史	市民(岩代地域選出)
委員	佐藤 洋一	日本大学工学部土木工学科専任講師
委員	後藤 忍	福島大学共生システム理工学類准教授
委員	久保 理	福島県北地方振興局県民環境部環境課長
委員	小野 みさ子	あだたら商工会女性部環境委員長
委員	野 一郎	ふくしま未来農業協同組合安達地区担当常務理事
委員	石川 美知	二本松市婦人団体連合会長
委員	伊藤 信也	市民(安達地域選出)
委員	野 寅彦	市民(東和地域選出)
委員	野 桂子	市民(公募)
委員	佐藤 良喜	市民(公募)

第2次二本松市環境基本計画

【二本松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】策定の経過

1 二本松市環境審議会

開催日	内容
平成 30 年 5 月 29 日	策定方針、スケジュールの審議 市民・事業所・小学生アンケート内容審議
平成 30 年 10 月 10 日	市民・事業所・小学生アンケート結果報告 骨子案の審議
平成 30 年 11 月 21 日	素案の審議
平成 31 年 2 月 27 日	計画案・答申案の審議 答申

2 二本松市議会

開催日	会議等	内容
平成 30 年 12 月 18 日	議員協議会	素案の協議

3 庁内会議

開催日	会議等	内容
平成 30 年 5 月 24 日	環境保全推進 庁内連絡会議	策定方針、スケジュールの協議 市民・事業所・小学生アンケート内容協議
平成 30 年 9 月 28 日	環境保全推進 庁内連絡会議	市民・事業所・小学生アンケート結果報告 骨子案の協議
平成 30 年 11 月 14 日	環境保全推進 庁内連絡会議	素案の協議
平成 30 年 12 月 3 日	庁 議	素案の協議
平成 31 年 2 月 18 日	環境保全推進 庁内連絡会議	計画案の協議
平成 31 年 3 月 18 日	庁 議	計画の決定

4 アンケート・パブリックコメント

開催日	会議等	内容
平成 30 年 6 月 26 日 ～7 月 13 日	市民・事業所・ 小学生アンケート	市民：男女 1,800 名(18 歳以上無作為抽出) 事業所：市内 150 事業所(無作為抽出) 小学生：市内全 16 校の 5 年生 421 名
平成 31 年 1 月 4 日 ～2 月 4 日	パブリック コメント	計画案への意見募集

1. 市民用アンケート結果

調査対象：一般市民 1,800 名（満 18 歳以上の市民から無作為抽出）

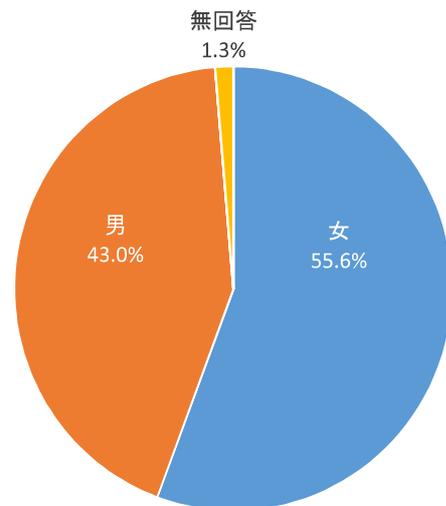
調査方式：アンケート調査票の郵送配付、回収

回収状況：有効回答 753 件（回収率 41.8%）

質問1 ご回答頂くご本人について

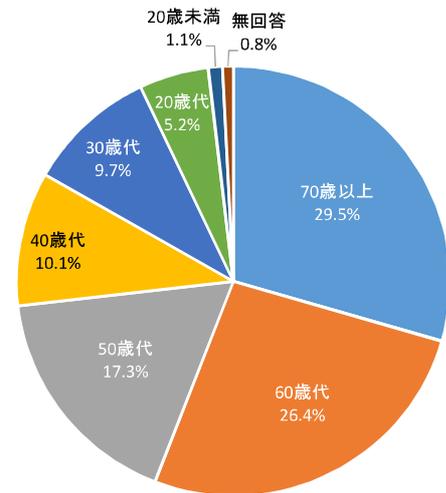
(1) あなたの性別に○をつけてください。

1. 男	324
2. 女	419
無回答	10



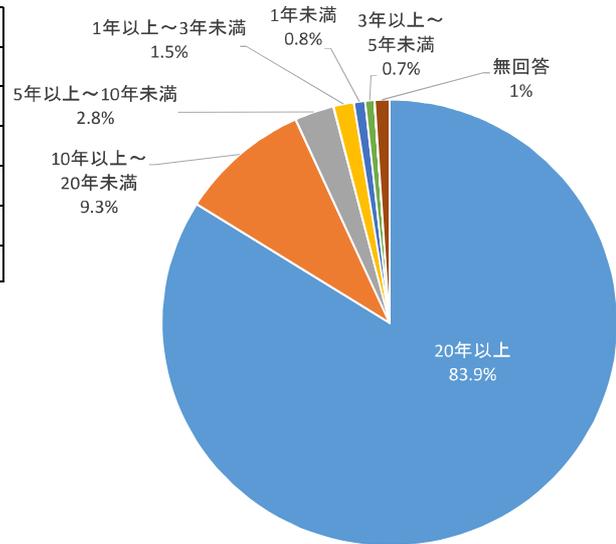
(2) あなたの年齢に○をつけてください。

1. 20歳未満	8
2. 20歳代	39
3. 30歳代	73
4. 40歳代	76
5. 50歳代	130
6. 60歳代	199
7. 70歳以上	222
無回答	6



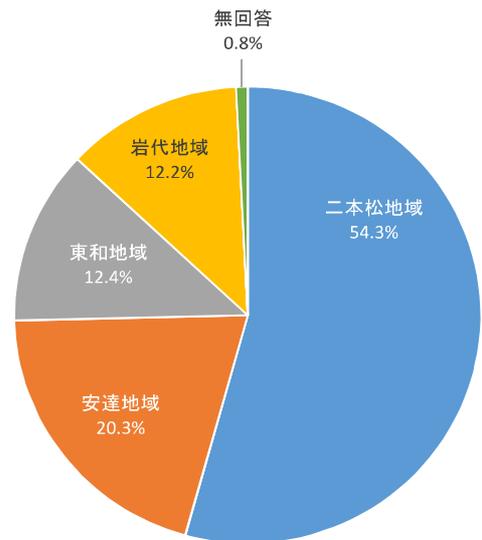
(3) 二本松市に住んで何年になりますか。○をつけてください。

1. 1年未満	6
2. 1年以上3年未満	11
3. 3年以上5年未満	5
4. 5年以上10年未満	21
5. 10年以上20年未満	70
6. 20年以上	632
無回答	8



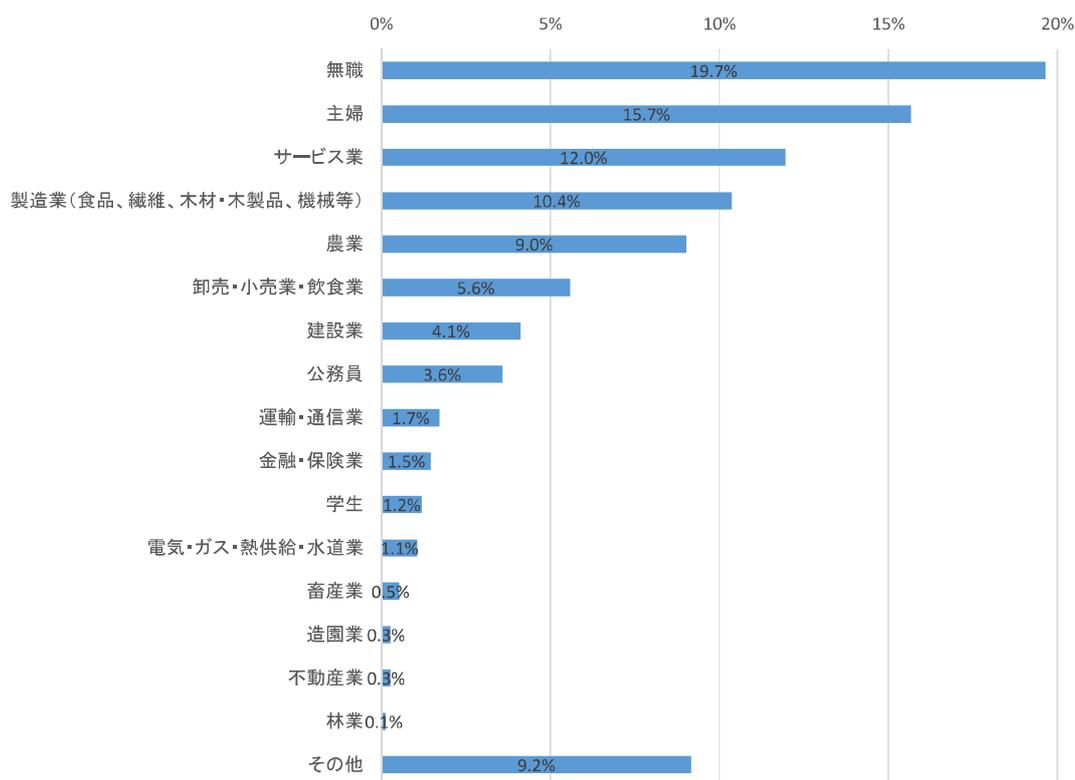
(4) あなたの住んでいる地域に○をつけてください。

1. 二本松地域	409
2. 安達地域	153
3. 岩代地域	92
4. 東和地域	93
無回答	2



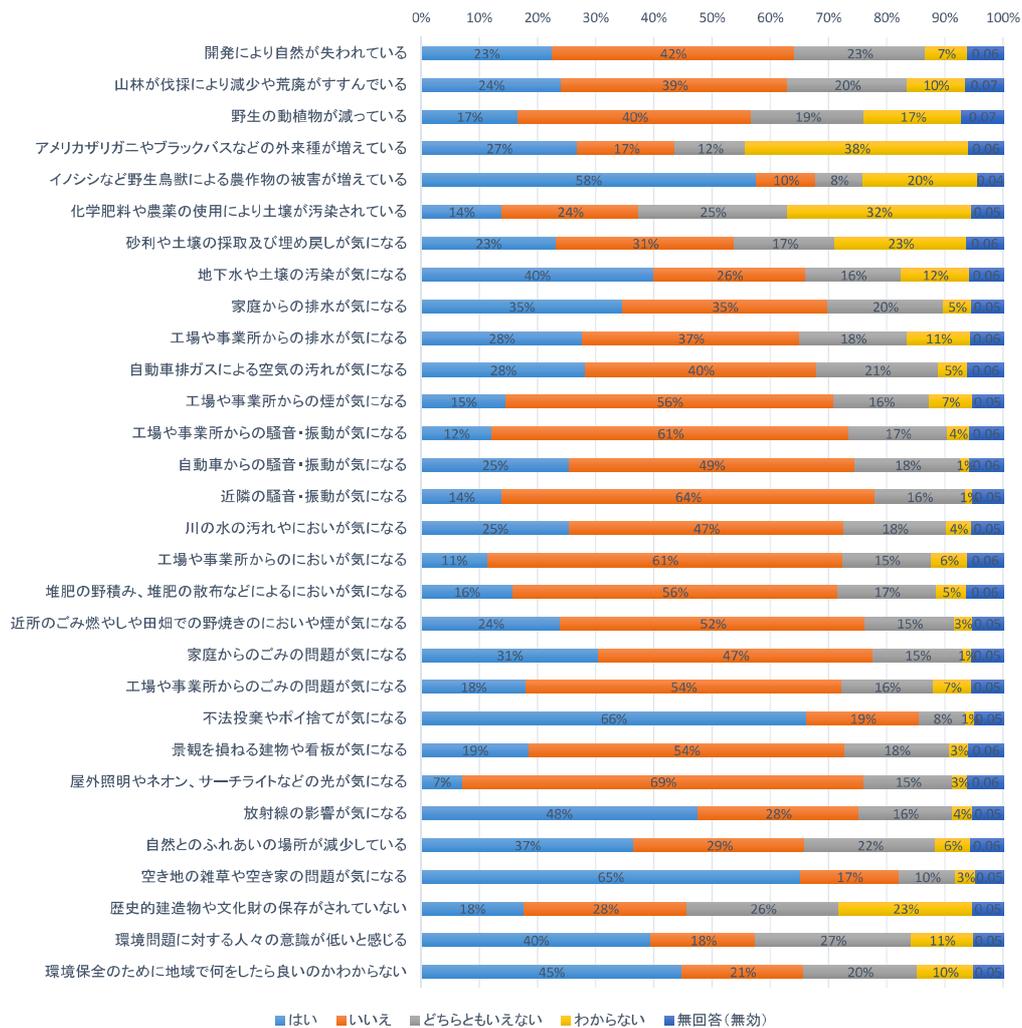
(5) あなたの従事している職業に○をつけてください。

1. 農業	68
2. 林業	1
3. 水産業	0
4. 畜産業	4
5. 造園業	2
6. 建設業	31
7. 製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）	78
8. 電気・ガス・熱供給・水道業	8
9. 運輸・通信業	13
10. 卸売・小売業・飲食業	42
11. 金融・保険業	11
12. 不動産業	2
13. サービス業	90
14. 公務員	27
15. 主婦	118
16. 無職	148
17. 学生	9
18. その他	69



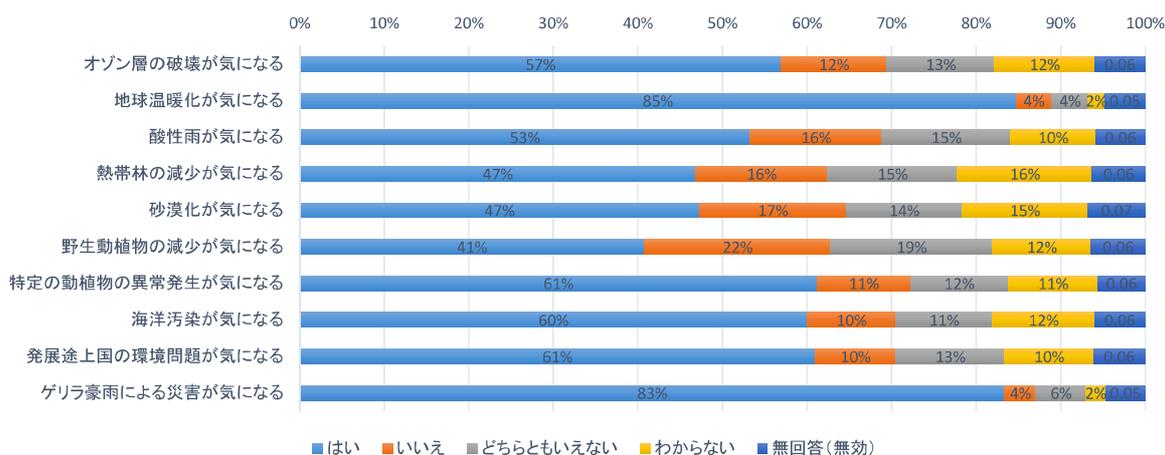
質問2 あなたがお住まいの地域の環境について最近どのように感じておりますか。項目ごとに該当するもの1つに○をつけてください。

地域の環境問題	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない	無回答(無効)
1. 開発により自然が失われている	170	313	170	54	46
2. 山林が伐採により減少や荒廃がすすんでいる	182	293	154	75	49
3. 野生の動植物が減っている	126	302	146	126	53
4. アメリカザリガニやブラックバスなどの外来種が増えている	203	126	91	289	44
5. イノシシなど野生鳥獣による農作物の被害が増えている	434	77	61	148	33
6. 化学肥料や農薬の使用により土壌が汚染されている	105	177	192	238	41
7. 砂利や土壌の採取及び埋め戻しが気になる	175	231	130	170	47
8. 地下水や土壌の汚染が気になる	301	197	123	89	43
9. 家庭からの排水が気になる	261	265	150	36	41
10. 工場や事業所からの排水が気になる	209	281	139	82	42
11. 自動車排ガスによる空気の汚れが気になる	213	299	158	38	45
12. 工場や事業所からの煙が気になる	110	424	124	55	40
13. 工場や事業所からの騒音・振動が気になる	92	462	127	29	43
14. 自動車からの騒音・振動が気になる	192	369	138	11	43
15. 近隣の騒音・振動が気になる	105	482	117	10	39
16. 川の水の汚れやにおいが気になる	192	355	133	32	41
17. 工場や事業所からのにおいが気になる	86	460	114	47	46
18. 堆肥の野積み、堆肥の散布などによるにおいが気になる	119	420	128	39	47
19. 近所のごみ燃やしや田畑での野焼きのにおいや煙が気になる	181	394	115	23	40
20. 家庭からのごみの問題が気になる	230	355	116	11	41
21. 工場や事業所からのごみの問題が気になる	136	408	119	49	41
22. 不法投棄やポイ捨てが気になる	499	146	60	11	37
23. 景観を損ねる建物や看板が気になる	140	408	136	25	44
24. 屋外照明やネオン、サーチライトなどの光が気になる	54	519	115	19	46
25. 放射線の影響が気になる	359	209	120	27	39
26. 自然とのふれあいの場소가減少している	276	221	169	45	42
27. 空き地の雑草や空き家の問題が気になる	491	128	73	26	35
28. 歴史的建造物や文化財の保存がされていない	133	212	196	173	39
29. 環境問題に対する人々の意識が低いと感じる	298	135	201	81	38
30. 環境保全のために地域で何をしたら良いのかわからない	338	157	147	73	38



質問3 地球環境についてどのように感じていますか。項目ごとに該当するもの1つに○をつけてください。

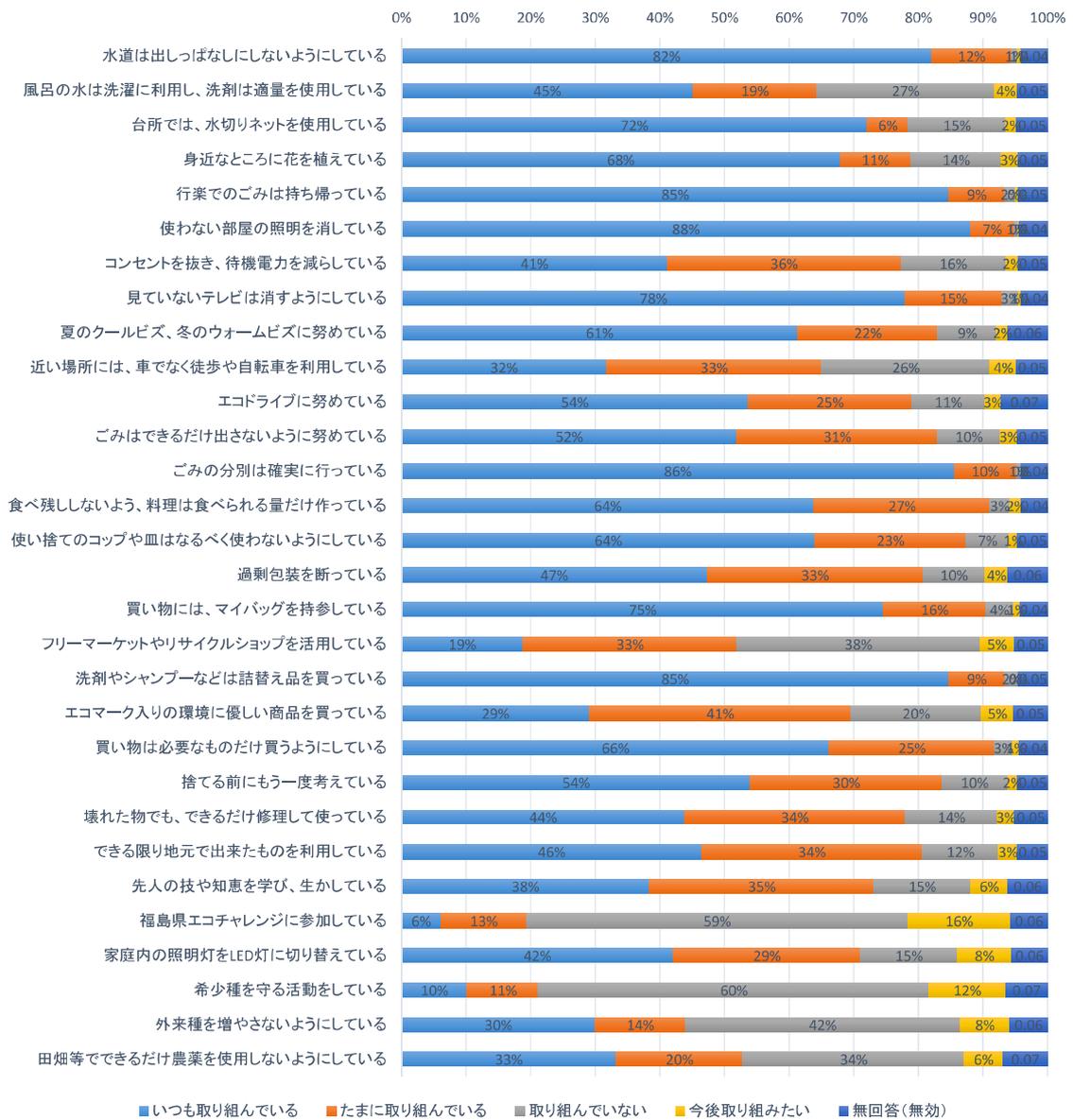
地球環境問題	はい	いいえ	どちらとも いえない	わからない	無回答 (無効)
1. オゾン層の破壊が気になる	429	94	96	89	45
2. 地球温暖化が気になる	638	32	32	15	36
3. 酸性雨が気になる	401	118	114	76	44
4. 熱帯林の減少が気になる	353	117	116	120	47
5. 砂漠化が気になる	356	131	103	112	51
6. 野生動植物の減少が気になる	307	166	144	88	48
7. 特定の動植物の異常発生が気になる	461	83	87	80	42
8. 海洋汚染が気になる	452	79	86	91	45
9. 発展途上国の環境問題が気になる	459	72	97	79	46
10. ゲリラ豪雨による災害が気になる	628	28	44	18	35



質問4 環境保全の取り組みについて

環境を良くするために、あなたが取り組んでいることについて、項目ごとに該当するもの1つに○をつけてください。

環境保全の取り組み	いつも取り組んでいる	たまにに取り組んでいる	取り組んでいない	今後取り組みたい	無回答(無効)
1. 水道は出しっぱなしにしないようにしている	618	93	7	4	31
2. 風呂の水は洗濯に利用し、洗剤は適量を使用している	340	144	207	27	35
3. 台所では、水切りネットを使用している	543	48	113	13	36
4. 身近なところに花を植えている	511	83	105	20	34
5. 行楽でのごみは持ち帰っている	638	65	13	3	34
6. 使わない部屋の照明を消している	663	51	5	1	33
7. コンセントを抜き、待機電力を減らしている	310	272	122	15	34
8. 見ていないテレビは消すようにしている	587	113	19	4	30
9. 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めている	462	163	69	13	46
10. 近い場所には、車でなく徒歩や自転車を利用している	239	251	196	31	36
11. エコドライブに努めている	404	191	85	19	54
12. ごみはできるだけ出さないように努めている	391	234	73	20	35
13. ごみの分別は確実にやっている	644	73	5	1	30
14. 食べ残ししないよう、料理は食べられる量だけ作っている	481	205	23	14	30
15. 使い捨てのコップや皿はなるべく使わないようにしている	482	176	50	10	35
16. 過剰包装を断っている	356	252	72	27	46
17. 買い物には、マイバッグを持参している	562	119	32	8	32
18. フリーマーケットやリサイクルショップを活用している	142	249	283	40	39
19. 洗剤やシャンプーなどは詰替え品を買っている	638	65	16	0	34
20. エコマーク入りの環境に優しい商品を買っている	219	305	152	37	39
21. 買い物は必要なものだけ買うようにしている	499	192	21	8	33
22. 捨てる前にもう一度考えている	407	223	76	12	35
23. 壊れた物でも、できるだけ修理して使っている	330	257	108	19	39
24. できる限り地元で出来たものを利用している	350	257	89	22	35
25. 先人の技や知恵を学び、生かしている	289	262	112	44	46
26. 福島県エコチャレンジに参加している	46	100	444	120	43
27. 家庭内の照明灯をLED灯に切り替えている	317	218	113	63	42
28. 希少種を守る活動をしている	77	83	455	89	49
29. 外来種を増やさないようにしている	226	105	320	58	44
30. 田畑等でできるだけ農薬を使用しないようにしている	250	148	258	45	56

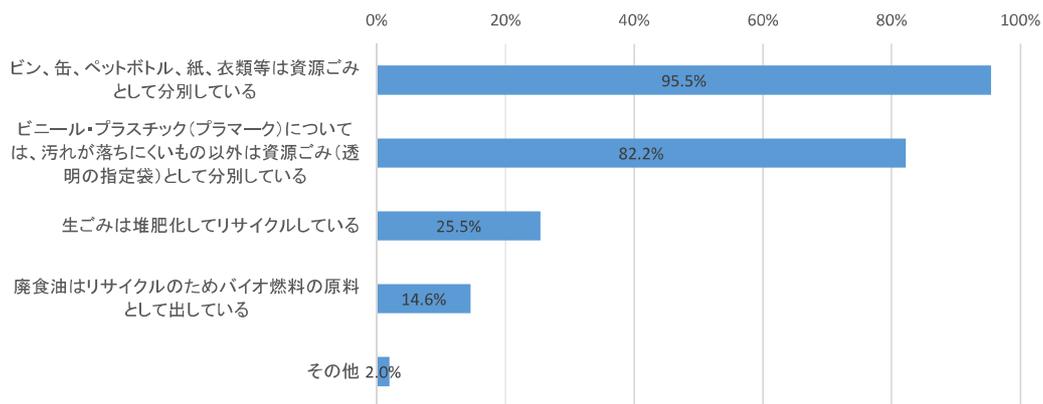


資料3 アンケート調査結果

質問5 リサイクルについて

あなたはリサイクルについてどのようなことに取り組んでいますか。該当するものすべてに○をつけてください。

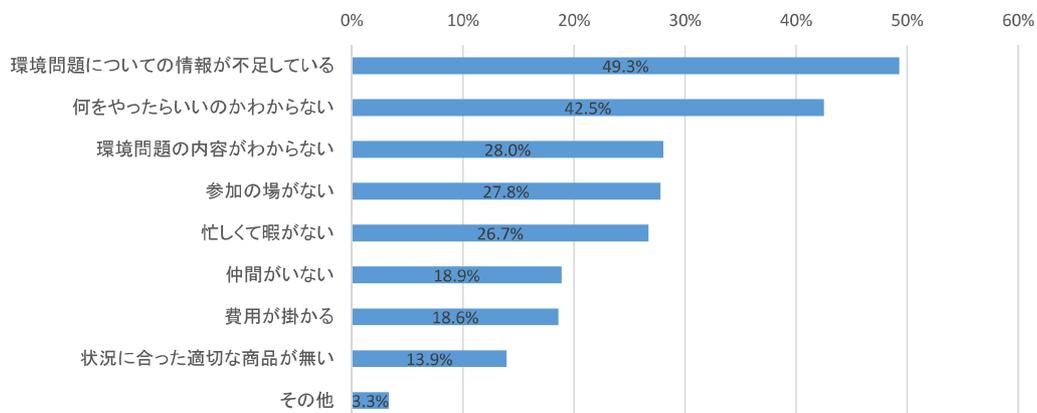
1. 生ごみは堆肥化してリサイクルしている	192
2. ビン、缶、ペットボトル、紙、衣類等は資源ごみとして分別している	719
3. ビニール・プラスチック（プラマーク）については、汚れが落ちにくいもの以外は資源ごみ（透明の指定袋）として分別している	619
4. 廃食油はリサイクルのためバイオ燃料の原料として出している	110
5. その他	35



質問6 環境問題に取り組む場合の問題点について

あなたが環境問題に取り組む場合に、困っていることは何ですか。該当すると思われるものすべてに○をつけてください。

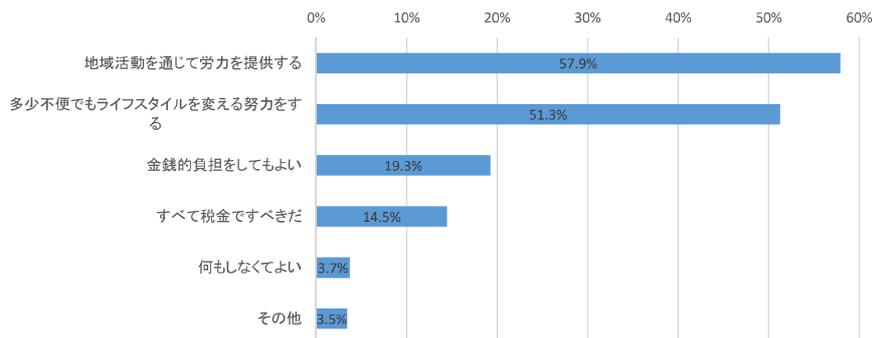
1. 何をやったらいいのかわからない	320
2. 環境問題の内容がわからない	211
3. 環境問題についての情報が不足している	371
4. 忙しくて暇がない	201
5. 費用が掛かる	140
6. 状況に合った適切な商品が無い	105
7. 仲間がいない	142
8. 参加の場がない	209
9. その他	25



質問7 環境問題を守るための負担や労力について

あなたは、環境を守るために金銭的負担や労力の負担をすることに対し、どのようにお考えですか。該当すると思われるものすべてに○をつけてください。

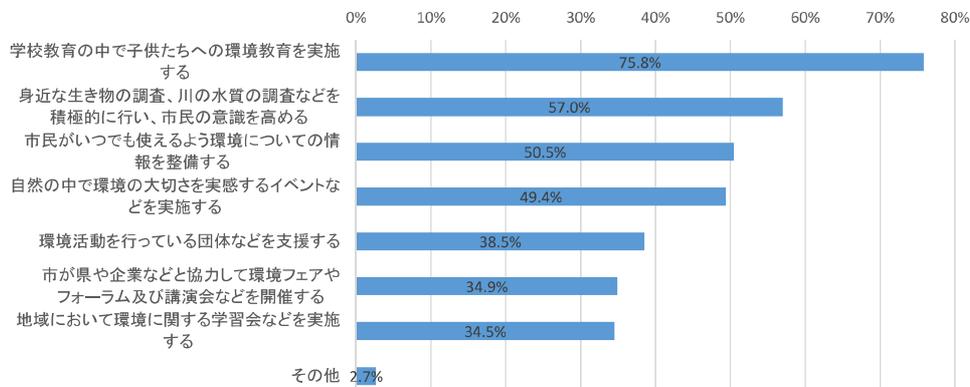
1. 金銭的負担をしてもよい	145
2. 地域活動を通じて労力を提供する	436
3. 多少不便でもライフスタイルを変える努力をする	386
4. すべて税金ですべきだ	109
5. 何もしなくてよい	28
6. その他	26



質問8 環境教育や環境学習について

環境教育や環境学習について、どのように進めていけば良いと思いますか。必要と思われるものすべてに○をつけてください。

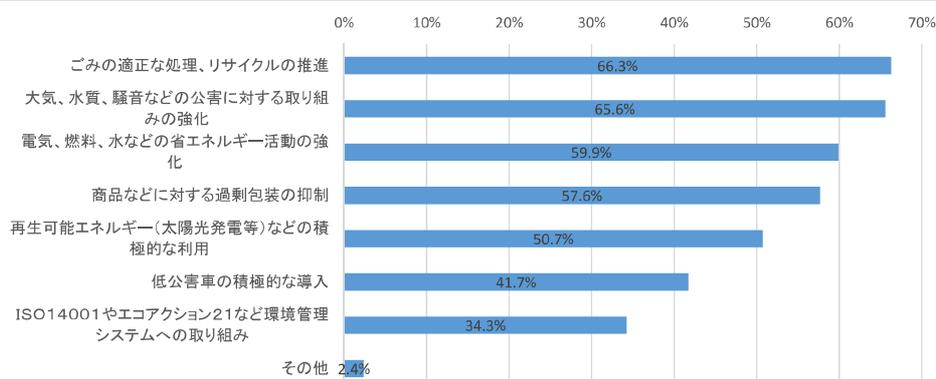
1. 学校教育の中で子供たちへの環境教育を実施する	571
2. 身近な生き物の調査、川の水質の調査などを積極的に行い、市民の意識を高める	429
3. 市民がいつでも使えるよう環境についての情報を整備する	380
4. 地域において環境に関する学習会などを実施する	260
5. 環境活動を行っている団体などを支援する	290
6. 自然の中で環境の大切さを実感するイベントなどを実施する	372
7. 市が県や企業などと協力して環境フェアやフォーラム及び講演会などを開催する	263
8. その他	20



質問9 企業や事業所に期待することについて

環境を良くするために、企業や事業所に期待することは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

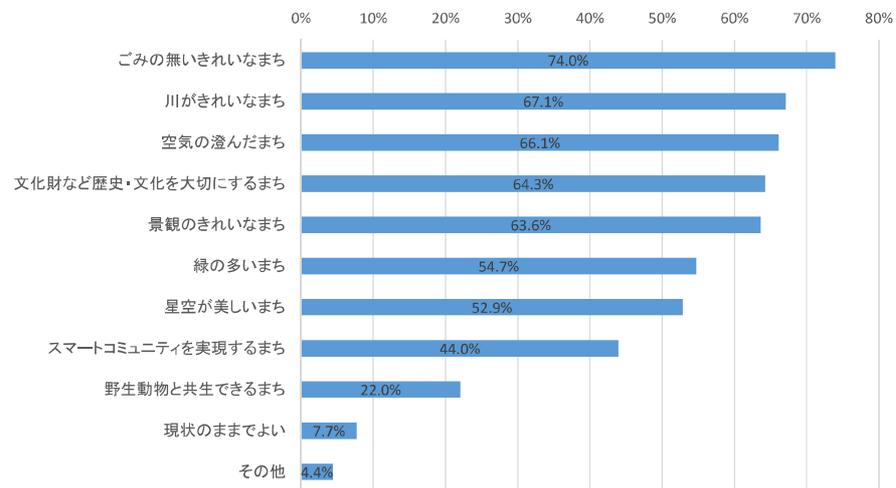
1. 大気、水質、騒音などの公害に対する取り組みの強化	494
2. 低公害車の積極的な導入	314
3. 電気、燃料、水などの省エネルギー活動の強化	451
4. ごみの適正な処理、リサイクルの推進	499
5. 商品などに対する過剰包装の抑制	434
6. 再生可能エネルギー（太陽光発電等）などの積極的な利用	382
7. ISO14001やエコアクション21など環境管理システムへの取り組み	258
8. その他	18



質問 10 二本松市の将来環境について

あなたは将来、二本松市をどのようなまちにしたらよいとお考えですか。該当するものすべてに○をつけてください。

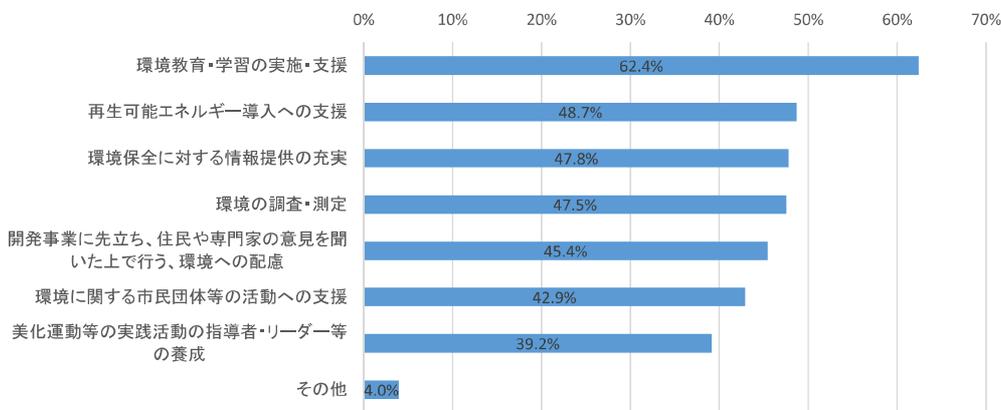
1. 現状のままでよい	58
2. 川がきれいなまち	505
3. 緑の多いまち	412
4. ごみの無いきれいなまち	557
5. 星空が美しいまち	398
6. 野生動物と共生できるまち	166
7. 空気の澄んだまち	498
8. 景観のきれいなまち	479
9. 文化財など歴史・文化を大切にするまち	484
10. スマートコミュニティを実現するまち	331
11. その他	33



質問 11 二本松市の将来環境を実現するために

「質問 10」のようなまちにするために、二本松市（行政）に望むことはどのようなことですか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 環境教育・学習の実施・支援	470
2. 開発事業に先立ち、住民や専門家の意見を聞いた上で行う、環境への配慮	342
3. 環境保全に対する情報提供の充実	360
4. 環境に関する市民団体等の活動への支援	323
5. 美化運動等の実践活動の指導者・リーダー等の養成	295
6. 環境の調査・測定	358
7. 再生可能エネルギー導入への支援	367
8. その他	30

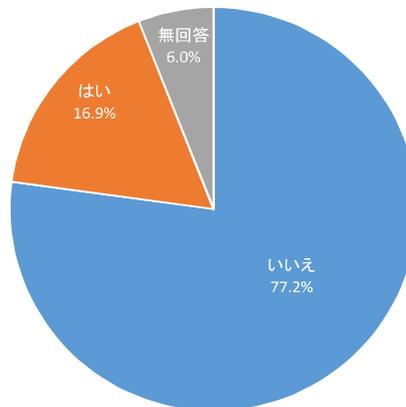


質問 12 二本松市環境基本計画について

二本松市では、平成 21 年 3 月に「二本松市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策について取り組んでいます。現在、「第 2 次二本松市環境基本計画」の策定作業を進めております。

あなたは二本松市が「二本松市環境基本計画」を策定していること知っていますか。該当するもの1つに○をつけてください。

1. はい	127
2. いいえ	581
3. 無回答（無効）	45



2. 小学生用アンケート結果

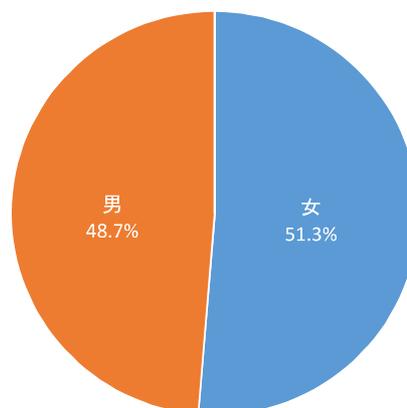
調査対象：二本松市立小学校全 16 校の 5 年生 421 名

調査方式：アンケート調査票の配付、回収

回収状況：有効回答 421 件

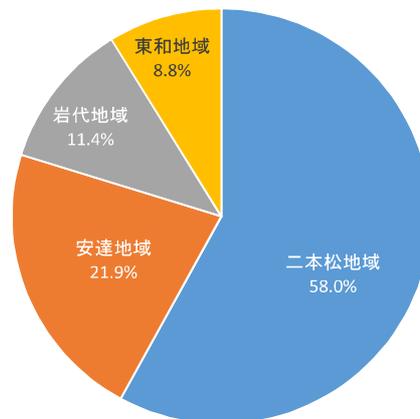
質問 1 あなたの^{せいべつ}性別に○をつけてください。

1. 男	205
2. 女	216



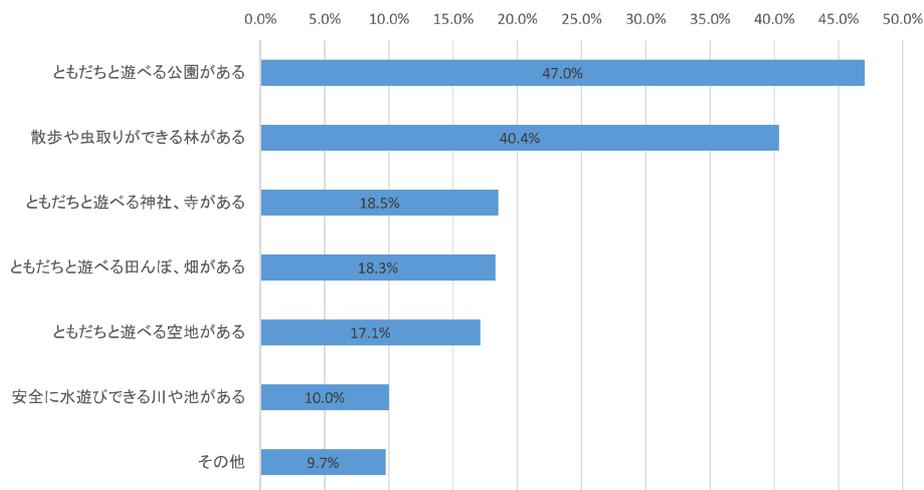
質問 2 あなたの^す住んでいる^{ちいき}地域に○をつけてください。

1. 二本松地域	244
2. 安達地域	92
3. 岩代地域	48
4. 東和地域	37



質問3 あなたの家の周りで、遊ぶことができる場所について、あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1～6以外にある場合は、7. その他の[]の中に入れてください。

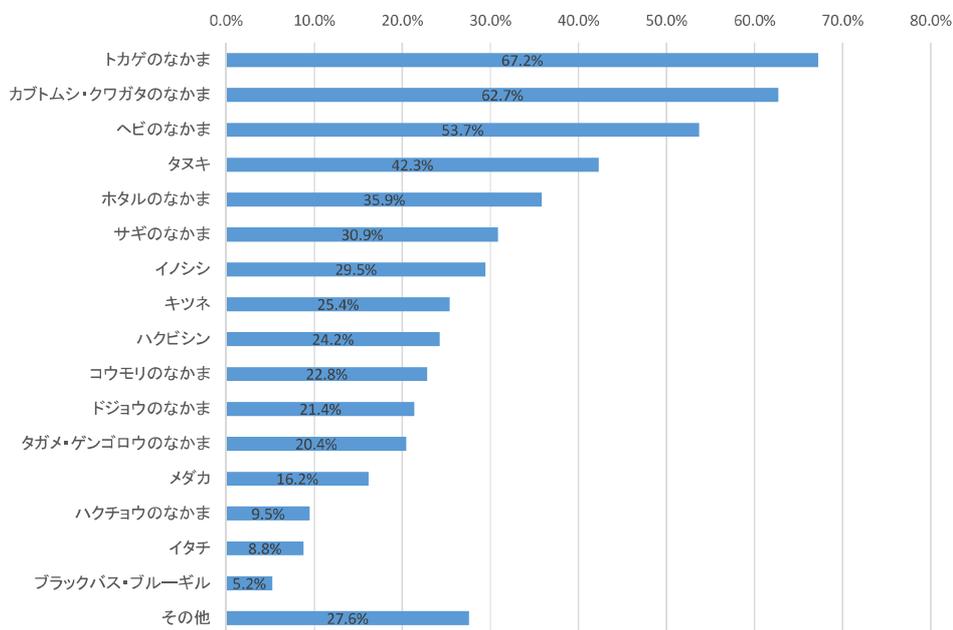
1. 安全に水遊びできる川や池がある	42
2. 散歩や虫取りができる林がある	170
3. ともだちと遊べる公園がある	198
4. ともだちと遊べる空地がある	72
5. ともだちと遊べる神社、寺がある	78
6. ともだちと遊べる田んぼ、畑がある	77
7. その他	41



質問4 あなたの家の周りで、見ることができる生き物（ペットはのぞく）

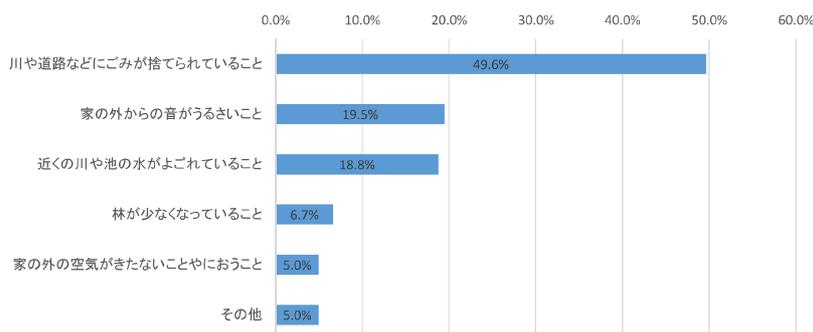
について、あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。また、下の表にない生き物が見られるときは[]の中に生き物の名前をか書いてください。

1. カブトムシ・クワガタのなかま	264
2. タガメ・ゲンゴロウのなかま	86
3. ホタルのなかま	151
4. ヘビのなかま	226
5. トカゲのなかま	283
6. ドジョウのなかま	90
7. メダカ	68
8. ブラックバス・ブルーギル	22
9. サギのなかま	130
10. ハクチョウのなかま	40
11. コウモリのなかま	96
12. キツネ	107
13. タヌキ	178
14. ハクビシン	102
15. イタチ	37
16. イノシシ	124
17. その他	116



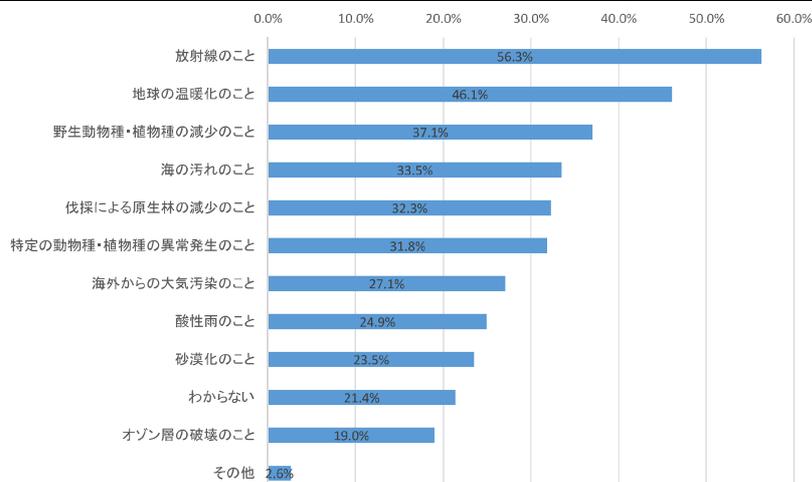
質問5 あなたの家の周りで、あなたが気になることは何ですか。あてはまるものに○をつけてください(いくつでも)。1～5以外にある場合は、6. その他の[]の中に入れてください。

1. 家の外の空気がきたないことやにおうこと	21
2. 近くの川や池の水がよごれていること	79
3. 家の外からの音がうるさいこと	82
4. 林が少なくなっていること	28
5. 川や道路などにごみが捨てられていること	209
6. その他	21



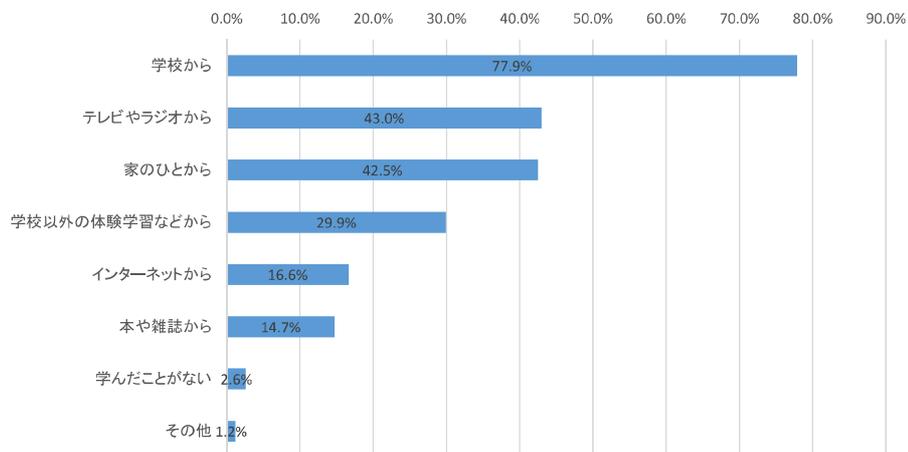
質問6 次の1～11の中であなたが気にしている地球環境問題は何か。あてはまるものに○をつけてください(いくつでも)。

1. オゾン層の破壊のこと	80
2. 地球の温暖化のこと	194
3. 酸性雨のこと	105
4. 伐採による原生林の減少のこと	136
5. 砂漠化のこと	99
6. 野生動物種・植物種の減少のこと	156
7. 特定の動物種・植物種の異常発生のこと	134
8. 海のごれのこと	141
9. 海外からの大気汚染のこと	114
10. 放射線のこと	237
11. わからない	90
12. その他	11



質問 7 あなたは地球温暖化やごみ分別など環境問題について何から学
 びましたか。あてはまるものに○をつけてください（いくつ
 でも）。1 から 7 以外にある場合は、8. その他の[]の中に書いて
 ください。

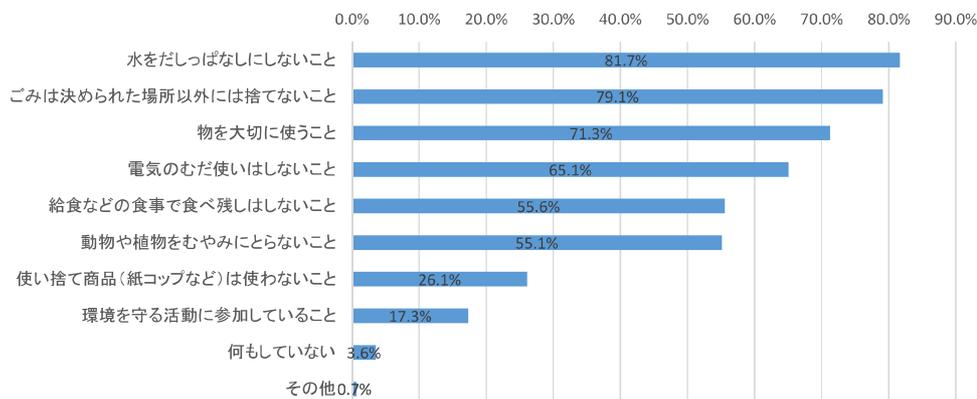
1. 学校から	328
2. 家のひとから	179
3. 学校以外の体験学習などから	126
4. 本や雑誌から	62
5. テレビやラジオから	181
6. インターネットから	70
7. 学んだことがない	11
8. その他	5



質問 8 あなたが、環境を守るために普段から気をつけていることはありますか。

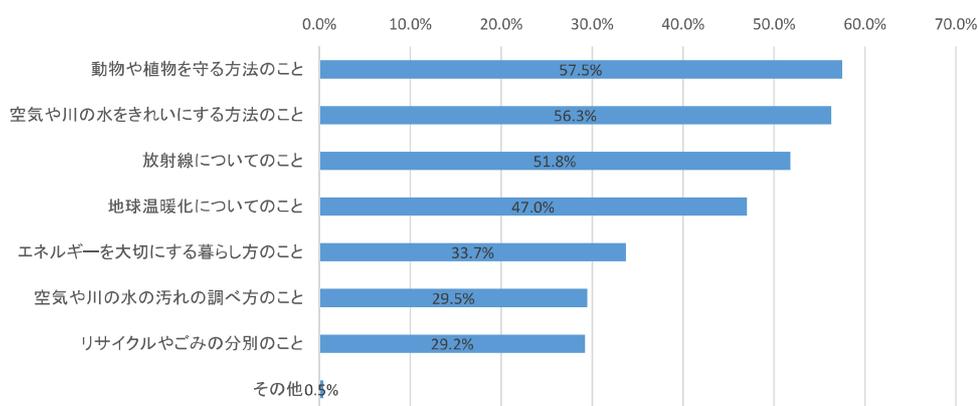
あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1から9以外にある場合は、10. その他の[]の中に入れてください。

1. ごみは決められた場所以外には捨てないこと	333
2. 物を大切に使うこと	300
3. 使い捨て商品（紙コップなど）は使わないこと	110
4. 水をだしっぱなしにしないこと	344
5. 給食などの食事で食べ残しはしないこと	234
6. 電気のむだ使いはしないこと	274
7. 動物や植物をむやみにとらないこと	232
8. 環境を守る活動に参加していること	73
9. 何もしていない	15
10. その他	3



質問 9 あなたは、環境についてどんなことを学びたいですか。あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1から7以外にある場合は、8. その他の[]の中に入れてください。

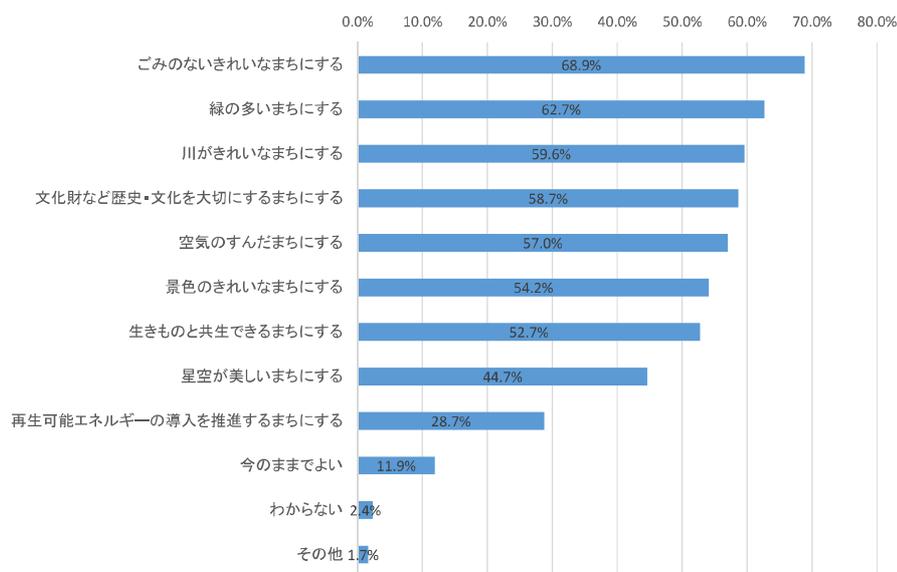
1. 空気や川の水をきれいにする方法のこと	237
2. 空気や川の水の汚れの調べ方のこと	124
3. リサイクルやごみの分別のこと	123
4. エネルギーを大切に暮らす方法のこと	142
5. 動物や植物を守る方法のこと	242
6. 地球温暖化についてのこと	198
7. 放射線についてのこと	218
8. その他	2



質問10 あなたの住んでいる二本松市の環境をこれからどのようにしたいですか。

あてはまるものに○をつけてください(いくつでも)。1から11以外にある場合は、12. その他の[]の中に入れてください。

1. 今のままでよい	50
2. 川がきれいなまちにする	251
3. 緑の多いまちにする	264
4. ごみのないきれいなまちにする	290
5. 星空が美しいまちにする	188
6. 生きものと共生できるまちにする	222
7. 空気のすんだまちにする	240
8. 景色のきれいなまちにする	228
9. 文化財など歴史・文化を大切にするまちにする	247
10. 再生可能エネルギーの導入を推進するまちにする	121
11. わからない	10
12. その他	7



3. 事業所用アンケート結果

調査対象：150 事業所（市内の事業所から無作為抽出）

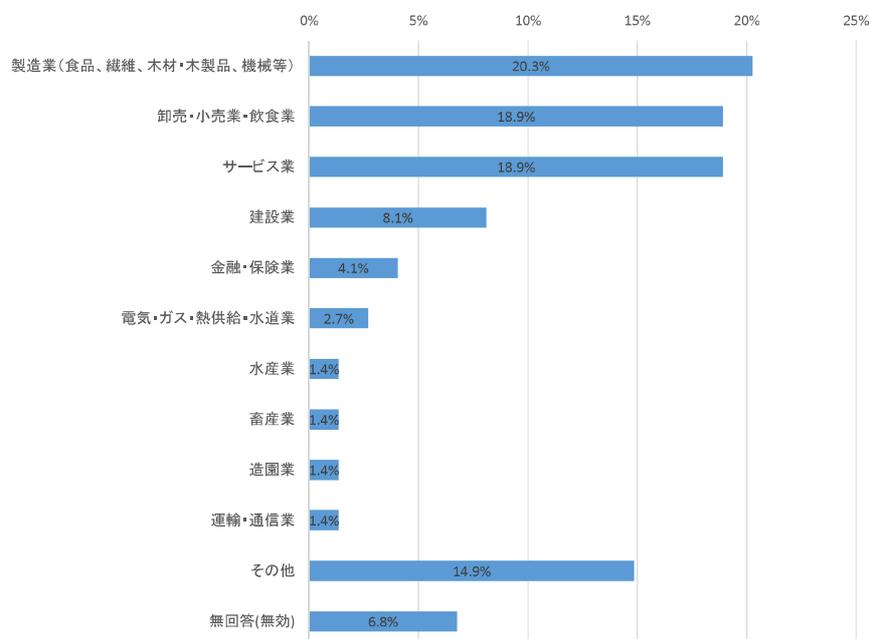
調査方式：アンケート調査票の郵送配付、回収

回収状況：有効回答 74 件（回収率 49.3%）

質問 1 貴事業所（二本松市内の事業所）について

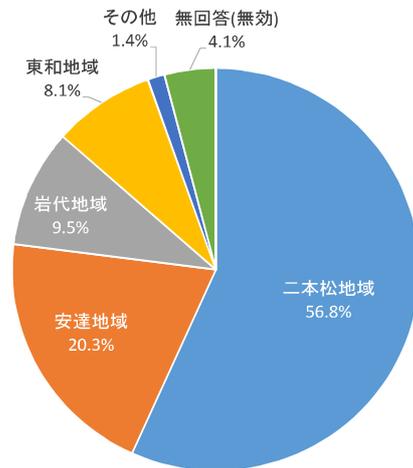
（1）貴事業所の業種に○をつけてください。

1. 農業	0
2. 林業	0
3. 水産業	1
4. 畜産業	1
5. 造園業	1
6. 建設業	6
7. 製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）	15
8. 電気・ガス・熱供給・水道業	2
9. 運輸・通信業	1
10. 卸売・小売業・飲食業	14
11. 金融・保険業	3
12. 不動産業	0
13. サービス業	14
14. その他	11
15. 無回答（無効）	5



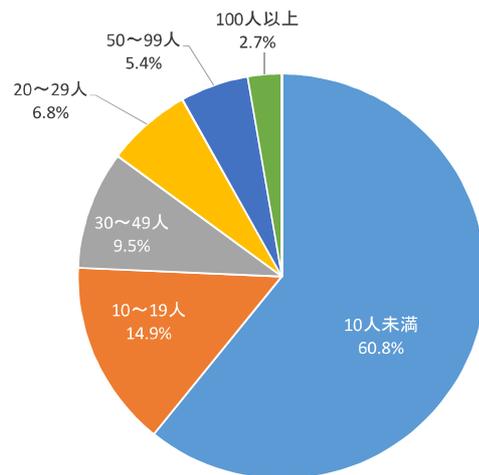
(2) 貴事業所の所在地域に○をつけてください。

1. 二本松地域	42
2. 安達地域	15
3. 岩代地域	7
4. 東和地域	6
その他	1
無回答(無効)	3



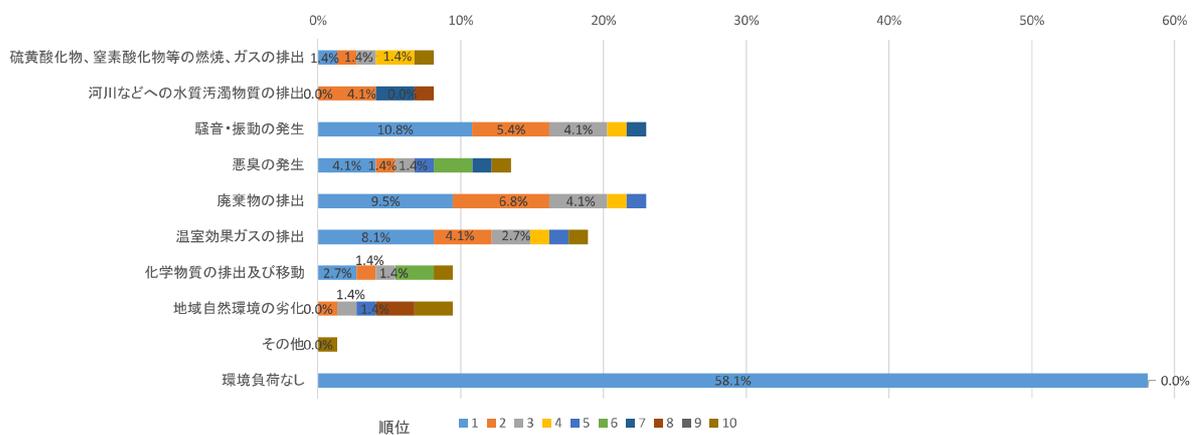
(3) 貴事業所の従業員数に○をつけてください。

1. 10人未満	45
2. 10~19人	11
3. 20~29人	5
4. 30~49人	7
5. 50~99人	4
6. 100人以上	2



質問2 貴事業所で環境への負荷を与えていると思われる環境問題を、負荷の多い順に1、2、3…と数字を記入してください。環境負荷がない場合は「10. 環境負荷なし」に○を記入してください。

環境への負荷	1位	2位	3位
1. 硫黄酸化物、窒素酸化物等の燃焼、ガスの排出	1	1	1
2. 河川などへの水質汚濁物質の排出	0	3	0
3. 騒音・振動の発生	8	4	3
4. 悪臭の発生	3	1	1
5. 廃棄物の排出	7	5	3
6. 温室効果ガスの排出	6	3	2
7. 化学物質の排出及び移動	2	1	1
8. 地域自然環境の劣化	0	1	1
9. その他	0	0	0
10. 環境負荷なし	43	0	0

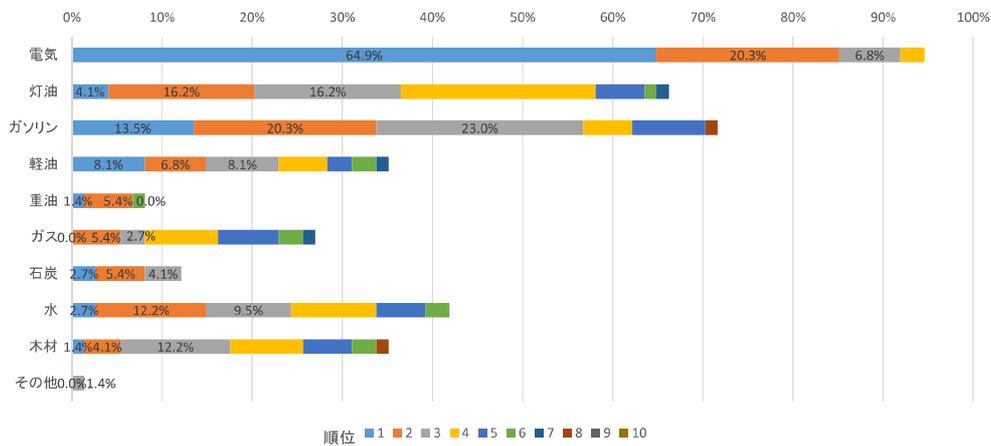


質問3 資源・エネルギーの使用について

貴事業所における資源やエネルギーの使用について、多い順に1、2、3…と数字を記入してください。

わからない場合は購入金額の多い順で記入してください。

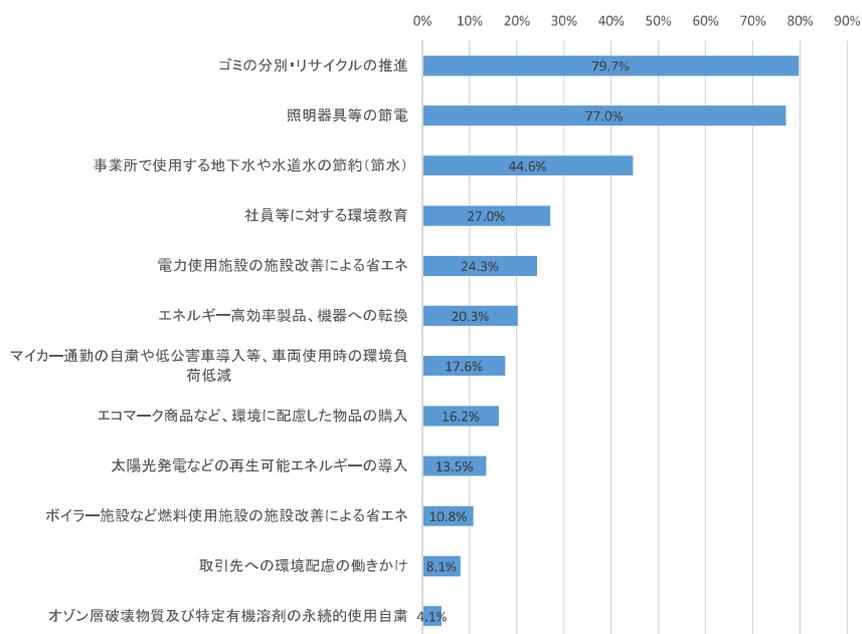
資源・エネルギーの使用	1位	2位	3位
1. 電気	48	15	5
2. 灯油	3	12	12
3. ガソリン	10	15	17
4. 軽油	6	5	6
5. 重油	1	4	0
6. ガス	0	4	2
7. 石炭	2	4	3
8. 水	2	9	7
9. 木材	1	3	9
10. その他	0	0	1



質問4 資源・エネルギーに関する取り組みについて

貴事業所が行っている資源・エネルギーに関する取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。

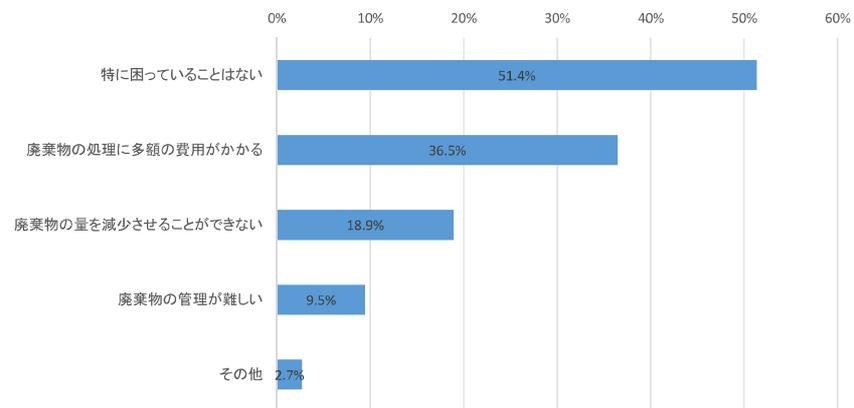
1. 照明器具等の節電	57
2. 事業所で使用する地下水や水道水の節約（節水）	33
3. エコマーク商品など、環境に配慮した物品の購入	12
4. ボイラー施設など燃料使用施設の施設改善による省エネ	8
5. 電力使用施設の施設改善による省エネ	18
6. 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入	10
7. マイカー通勤の自粛や低公害車導入等、車両使用時の環境負荷低減	13
8. ゴみの分別・リサイクルの推進	59
9. オゾン層破壊物質及び特定有機溶剤の永続的使用自粛	3
10. 社員等に対する環境教育	20
11. 取引先への環境配慮の働きかけ	6
12. エネルギー高効率製品、機器への転換	15
13. その他	0



質問5 廃棄物について

貴事業所において発生する廃棄物の処理について困っていることは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

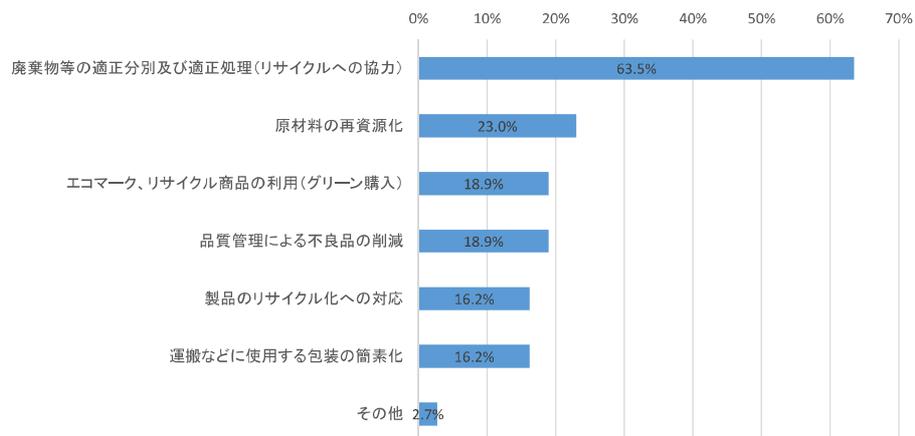
1. 廃棄物の量を減少させることができない	14
2. 廃棄物の処理に多額の費用がかかる	27
3. 廃棄物の管理が難しい	7
4. その他	2
5. 特に困っていることはない	38



質問6 廃棄物に関する取り組みについて

貴事業所が行っている廃棄物削減に関する取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。

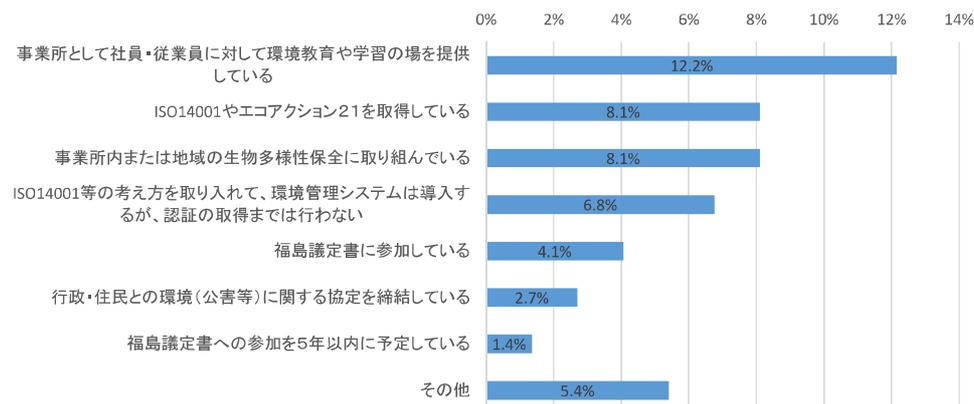
1. エコマーク、リサイクル商品の利用（グリーン購入）	14
2. 原材料の再資源化	17
3. 廃棄物等の適正分別及び適正処理（リサイクルへの協力）	47
4. 製品のリサイクル化への対応	12
5. 品質管理による不良品の削減	14
6. 運搬などに使用する包装の簡素化	12
7. その他	2



質問7 環境保全の取り組みについて

貴事業所の環境保全への取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。

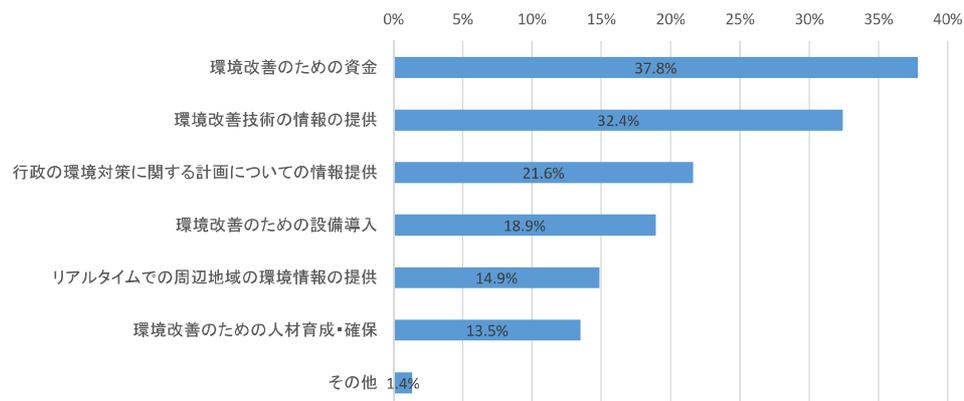
1. ISO14001 やエコアクション21を取得している	6
2. ISO14001 やエコアクション21の取得を5年以内に予定している	0
3. ISO14001 等の考え方を取り入れて、環境管理システムは導入するが、認証の取得までは行わない	5
4. 行政・住民との環境（公害等）に関する協定を締結している	2
5. 行政・住民との環境（公害等）に関する協定の締結を検討している	0
6. 福島議定書に参加している	3
7. 福島議定書への参加を5年以内に予定している	1
8. 事業所として社員・従業員に対して環境教育や学習の場を提供している	9
9. 事業所内または地域の生物多様性保全に取り組んでいる	6
10. その他	4



質問8 環境保全に取り組む際に必要なもの

貴事業所が環境保全に取り組む際、特に必要なもの2つに○をつけてください。

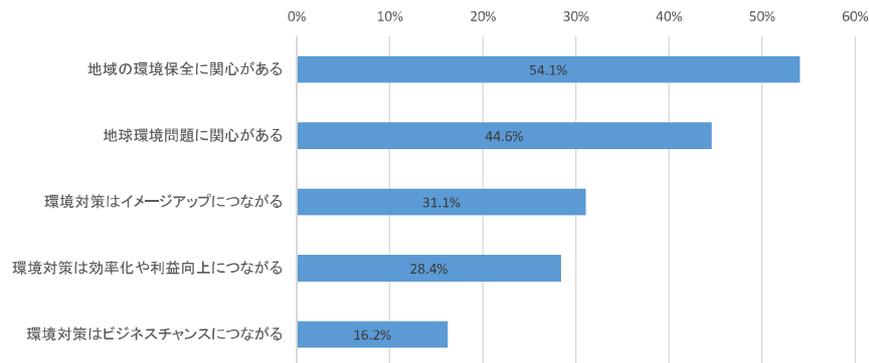
1. 環境改善のための資金	28
2. 環境改善技術の情報の提供	24
3. 環境改善のための人材育成・確保	10
4. 環境改善のための設備導入	14
5. 行政の環境対策に関する計画についての情報提供	16
6. リアルタイムでの周辺地域の環境情報の提供	11
7. その他	1



質問9 事業所としての関心事

以下のことについて貴事業所として関心がありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

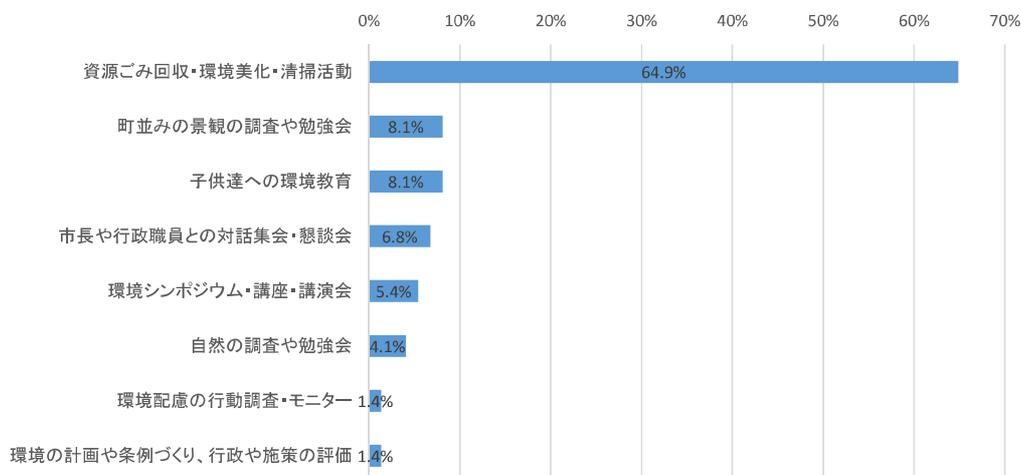
1. 地球環境問題に関心がある	33
2. 地域の環境保全に関心がある	40
3. 環境対策はイメージアップにつながる	23
4. 環境対策はビジネスチャンスにつながる	12
5. 環境対策は効率化や利益向上につながる	21



質問10 事業所としての参加・協力について

以下のことについて貴事業所が現在、実施や参加・協力しているものはありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 自然の調査や勉強会	3
2. 町並みの景観の調査や勉強会	6
3. 子供達への環境教育	6
4. 資源ごみ回収・環境美化・清掃活動	48
5. 環境シンポジウム・講座・講演会	4
6. 環境配慮の行動調査・モニター	1
7. 環境の計画や条例づくり、行政や施策の評価	1
8. 市長や行政職員との対話集会・懇談会	5

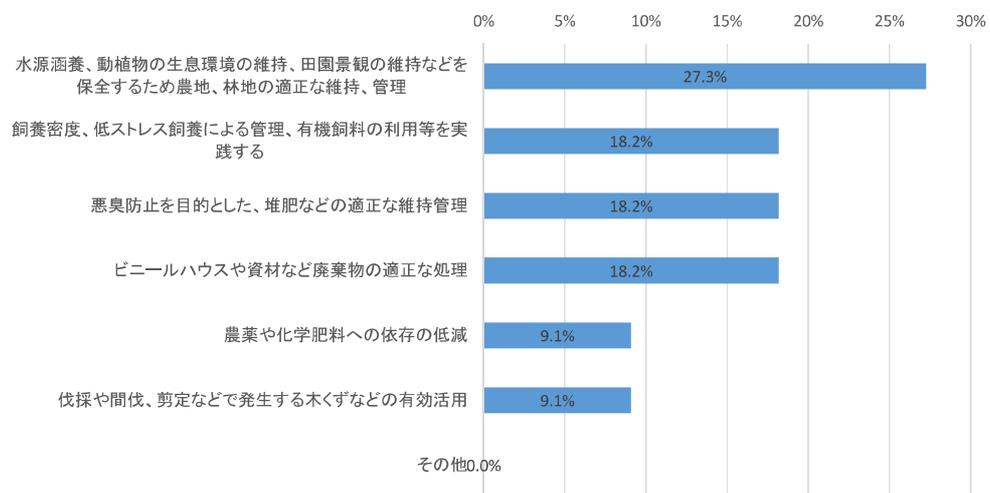


質問 11 業種別の環境保全の取り組みについて

貴事業所の業容に関する環境保全の取り組みとして、実践していることすべてに○をつけてください。

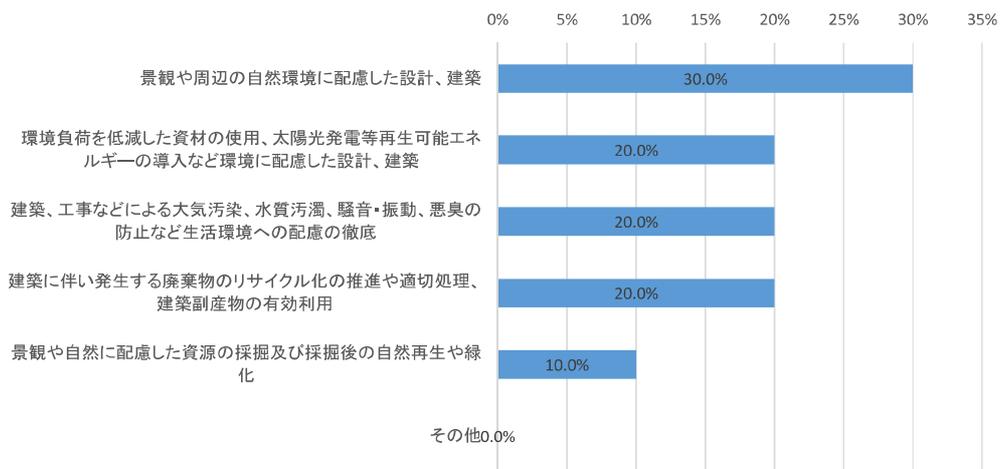
(1) 農業、林業、水産業、畜産業、造園業の方

1. 水源涵養、動植物の生息環境の維持、田園景観の維持などを保全するため農地、林地の適正な維持、管理	3
2. 水産資源の維持・増大のための、陸域森林管理への参加	0
3. 農薬や化学肥料への依存の低減	1
4. 飼養密度、低ストレス飼養による管理、有機飼料の利用等を実践する	2
5. 悪臭防止を目的とした、堆肥などの適正な維持管理	2
6. ビニールハウスや資材など廃棄物の適正な処理	2
7. 伐採や間伐、剪定などで発生する木くずなどの有効活用	1
8. その他	0



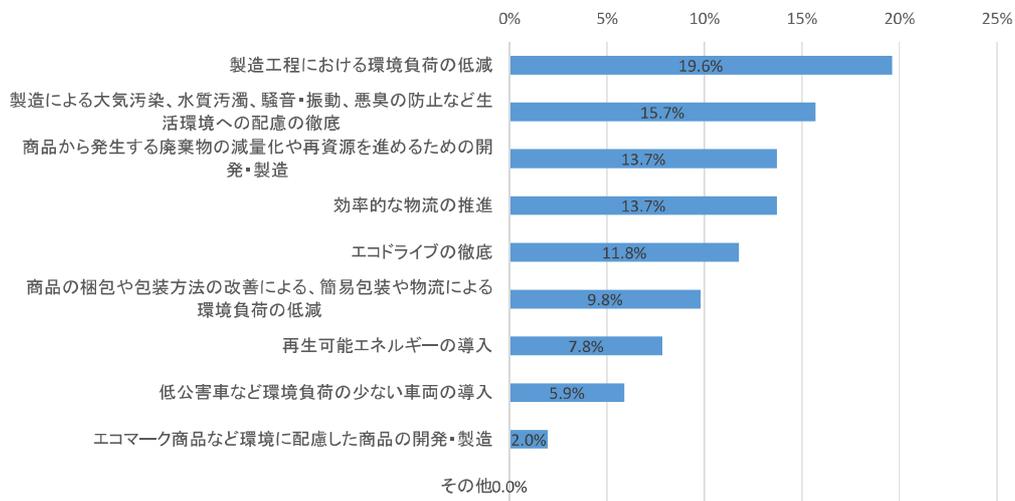
(2) 建設業の方

1. 景観や自然に配慮した資源の採掘及び採掘後の自然再生や緑化	1
2. 景観や周辺の自然環境に配慮した設計、建築	3
3. 環境負荷を低減した資材の使用、太陽光発電等新エネルギーの導入など環境に配慮した設計、建築	0
4. 建築、工事などによる大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭の防止など生活環境への配慮の徹底	2
5. 建築に伴い発生する廃棄物のリサイクル化の推進や適切処理、建築副産物の有効利用	6
6. その他	0



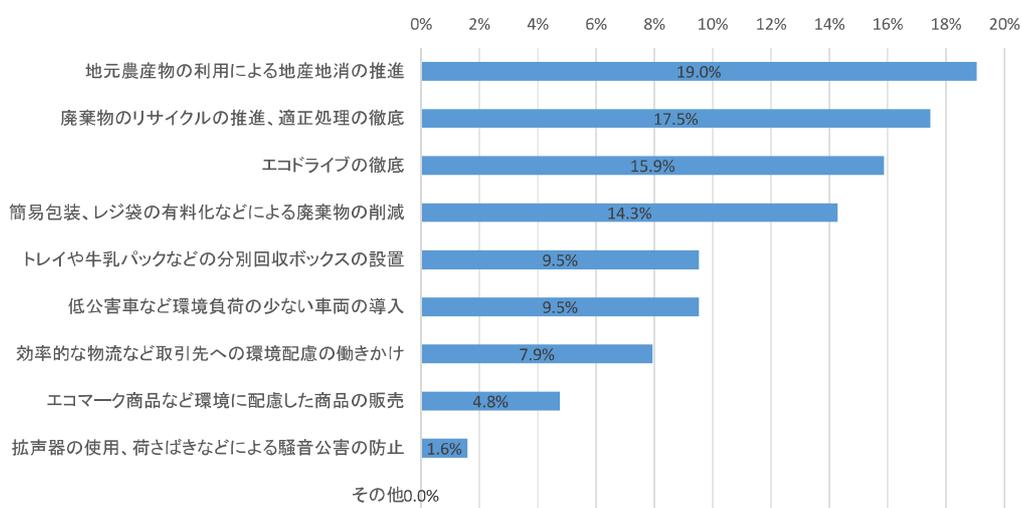
(3) 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の方

1. エコマーク商品など環境に配慮した商品の開発・製造	1
2. 商品から発生する廃棄物の減量化や再資源を進めるための開発・製造	7
3. 商品の梱包や包装方法の改善による、簡易包装や物流による環境負荷の低減	5
4. 製造工程における環境負荷の低減	10
5. 製造による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭の防止など生活環境への配慮の徹底	8
6. 再生可能エネルギーの導入	4
7. 効率的な物流の推進	7
8. 低公害車など環境負荷の少ない車両の導入	3
9. エコドライブの徹底	6
10. その他	1



(4) 卸売・小売業・飲食業、その他の業種の方

1. エコマーク商品など環境に配慮した商品の販売	3
2. 簡易包装、レジ袋の有料化などによる廃棄物の削減	9
3. 地元農産物の利用による地産地消の推進	12
4. トレイや牛乳パックなどの分別回収ボックスの設置	6
5. 食品の堆肥化などによるリサイクルの推進	0
6. 廃棄物のリサイクルの推進、適正処理の徹底	11
7. 拡声器の使用、荷さばきなどによる騒音公害の防止	1
8. 効率的な物流など取引先への環境配慮の働きかけ	5
9. 低公害車など環境負荷の少ない車両の導入	6
10. エコドライブの徹底	10
11. その他	0



ア

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者などを認証し登録する制度です。特に中小事業者に広がっています。

エコドライブ

燃費を向上させるために乗り物のユーザーが行う施策や、そうした施策のもとに行う運転のことをいいます。

オゾン層

オゾンは酸素原子3個からなる気体です。大気中のオゾンは成層圏(約10~50km上空)に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。成層圏オゾンは太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。また、紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球気候の形成に大きく関わっています。

温室効果ガス

大気中にある二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる気体のことをいいます。人の活動拡大により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄などの、主な六種類についての削減が定められています。

カ

外来生物

もともとその地域にいなかったが、人間活動によって他地域から入ってきた生物のことをいいます。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽のことをいいます。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して不快感として受け止められる公害のことをいいます。

環境学習

人と環境のかかわりについての知識や体験を通して、環境のしくみや現在の環境の状況についての理解と認識を深めることで、将来にわたり豊かな環境の恵みを受けられるよう、自発的な責任ある行動が取れるようにするための学習のことをいいます。

環境基準

人の健康保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つのかという目標を定めたものをいいます。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり行政上の政策目標です。

環境基本法

公害対策基本法に代わり平成5年(1993年)11月に施行された、環境保全の基本的な考え方や施策などを示した環境に関する最上位の法律のことをいいます。

環境審議会

地方自治体の付属機関のひとつで、都道府県や市町村の区域における環境の保全に関して基本的事項を調査審議させるため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成されます。

環境保全型農業

地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産活動をいいます。

涵養

地表の水(降水や河川水)が地下に浸透し、地下水となることをいいます。

緩和策

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減することをいいます。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいいます。

クールチョイス

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことをいいます。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されています。

サ

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーの総称をいいます。具体的には太陽光、風力、水力、波力、海流、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいいます。

里山

人間の集落や田畑、溜池、雑木林などからなる低山地や丘陵地のことをいいます。古くから生活の糧を得る場として管理されてきました。多様な生物の宝庫としても重要視されています。

次世代自動車

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車のことをいいます。ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車があります。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることをいいます。

スマートコミュニティ

街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などから、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システムをいいます。

3R（スリーアール・サンアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称をいいます。一つめのR（リデュース）とは、物を大切に使いごみを減らすことです。二つめのR（リユース）とは、使える物は繰り返し使うことです。三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。

生態系

生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の相互関係にひとつのまとまりのある系（システム、空間）のことをいいます。系の対象には土壌、池、流域など、階層性があり、生物間には食物連鎖をベースとした生態系ピラミッドで表現される生物間の相互作用が存在します。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

タ

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

適応策

地球温暖化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減することをいいます。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして外来生物法(2004年)によって規定された生物をいいます。



バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称をいいます。バイオマスから得られるエネルギーのことをバイオエネルギー、またはバイオマスエネルギーともいい、二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で既に身近に利用されています。バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料など用途開発が進められています。

パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)のことをいいます。196の条約加盟国・地域の全てが参加する「画期的な合意」として高く評価されています。しかし、2017年6月1日、アメリカ合衆国はパリ協定からの離脱を表明しました。

PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子のことをいいます。P物質は非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川の汚濁の度合いを示す指標となっています。水中の有機物などの汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量(mg/L)を表したものをいい、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

浮遊粒子状物質

物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子をいいます。Suspended Particulate Matterの略称でSPMともいいます。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのことをいいます。



有機農業

有機質の肥料を使って農作物を栽培する化学肥料や農薬・除草剤を使わない農業のことをいいます。



レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、レッドデータブックの基礎となるものをいいます。日本では環境省が作成・公表しており、平成24年8月に第4次レッドリストを公表しました。レッドリスト自体が法的規制などの強制力を伴うものではなく、絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を広めることなどを主な目的としています。

第2次二本松市環境基本計画【二本松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

発行年月 平成31年3月

発行 〒964-8601

福島県二本松市金色403-1

二本松市 市民部 生活環境課

電話 0243-23-1111

FAX 0243-22-4479

E-mail kankyoeisei@city.nihonmatsu.lg.jp

